

近畿共済の

現状2025

Kinki Kyosai  
*Disclosure*  
2025

 近畿交通共済協同組合



# Kinki Kyosai Disclosure 2025

近畿共済の  
現状 2025



## 組合の概要 (令和7年3月末現在)

名 称	近畿交通共済協同組合(略称近畿共済)
所 在 地	大阪市城東区鳴野西2丁目11-2(大阪府トラック総合会館内)
設 立 日	昭和45年8月27日
組 合 員 数	3,294事業所
出 資 金	1億9,404.5万円
総 資 産	219億9,276万円
役 員 数	114名
職 員 数	132名

## CONTENTS

理事長あいさつ .....	1
組合のビジョン .....	2
事業の概況 .....	4
組合運営の仕組み .....	8
法令遵守の体制、リスク管理の体制 .....	9
個人情報保護等について .....	10
員外利用の管理の体制、裁判外紛争解決制度 .....	11
商品の概要 .....	12
契約の概要 .....	14
事故処理サービス .....	16
事故防止の取組み .....	18
トラック共済のネットワーク .....	20
資料編 .....	21

※本誌は、中小企業等協同組合法第61条の2および同施行規則第166条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。



近畿交通共済協同組合  
理事長 岡田 博

謹啓

トラック運送事業者の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。私どもの事業概況、財務状況を皆様にお知らせするためにこの冊子を作製いたしました。本誌をご覧いただき、近畿共済の事業に一層のご理解とご支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

今年は4月より大阪・関西万博がスタートいたしました。開会前はパビリオンの未完成問題等ありましたが、始まってみると来場者数も概ね順調に推移しているように思います。今回の万博が関西のトラック運送業界の活性化につながることを期待いたします。近畿共済はもとも万博と縁が深く、1970年の大阪万博の折、来阪する外国人との交通事故で発生する高額賠償を危惧した大阪のトラック協会の先人達が、当組合の前身となる団体をトラック運送事業者の相互扶助に基づく協同組合として全国に先駆けて設立いたしました。以降、地域を奈良、和歌山、滋賀、京都を加えた2府3県に順調に拡大して、自動車共済を中心に事業を展開してまいりました。また平成13年10月には、トラック共済の全国組織である交協連(全国トラック交通共済協同組合連合会)を窓口自賠責共済に参入、さらに近畿共済本体では取り扱っていない、損保の商品を販売するキンコウセーフティ(株)を設立して幅広くトラック運送事業者のニーズに応えてまいりました。

トラック運送事業は、物流のエッセンシャルワーカーとして、長年その使命を果たし国民生活や経済活動を支えております。しかし昨今、若年の運転手不足が深刻化する中、昨年4月から始まった運転手の時間外労働の上限規制により、物流の低下、停滞、いわゆる2024年問題の影響が懸念されております。原油価格の高騰や円安の影響で資材価格が上昇するも価格転嫁が進まず、苦しい状況が続いている中、さらにこの問題を解決するためには、業務の見直し・効

率化はもちろんのこと、商習慣の見直しや荷主・消費者の行動変容等、社会全体としての改革が必要と考えます。このような厳しい社会情勢の中で近畿共済は組合員の皆様の経営の一助となるべく、安価な掛金で充実したサービスを提供できるよう、業務の効率化とDXの推進に努め、組合員本位の業務経営に積極的に取り組んでまいります。

さて、令和6年度の決算ですが、組合員の皆様のご協力および営業職員の努力により、契約台数は順調に増加しましたが、誠に残念ながら、税引き前で1億9,000万円余りの赤字決算となりました。その要因は、令和5年の掛金の引き下げ、優良割引の進行、コロナ禍後の事故の増加、物価高による修理費の上昇、高額賠償事故の多発等色々あります。特に対物共済が単体で約5億円の赤字となっていることが最も大きな原因と考えられます。それに対応する為、現在、積極的な事故防止活動、適切な共済金の支払い、経費の縮減等に努めておりますが、未だ苦しい経営状況の改善には至っておりません。その為、今回、組合員の皆様の厳しい経営環境に配慮しつつも、収支改善および健全経営のため、昨今保険料の引き上げを行った大手損保より安価な掛金水準を維持しつつ、今年10月より対物・車両共済の基本掛金の引き上げを行うことになりました。今後、近畿共済が安定経営していくためには、引き続き、事故防止の啓発を強化し、Gマークの取得を推奨し、事故の要因を分析し、いかにして事故を減らしていくかが重要な課題だと考えます。

損保の攻勢が激しさを増す中、組合員の皆様から預かりました大切な掛金を有効に生かし、適正な収支管理および健全な事業運営ができるよう執行部と事務局が一丸となって取り組み、組合員の皆様に支持されるよう、これからも運営してまいりますので、今後ともご理解を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

謹白



# 近畿共済のめざすもの

## 近畿共済を取りまく環境変化

近畿共済の組織基盤を成すトラック運送業界は、国民生活と経済活動を支える重要な社会インフラとしての使命を担っております。一方で、燃料価格の継続的な上昇、深刻なドライバー不足の長期化といった多岐にわたる構造的課題に直面しており、運送事業者の皆様の経営環境は従来にも増して厳しい状況が続いております。

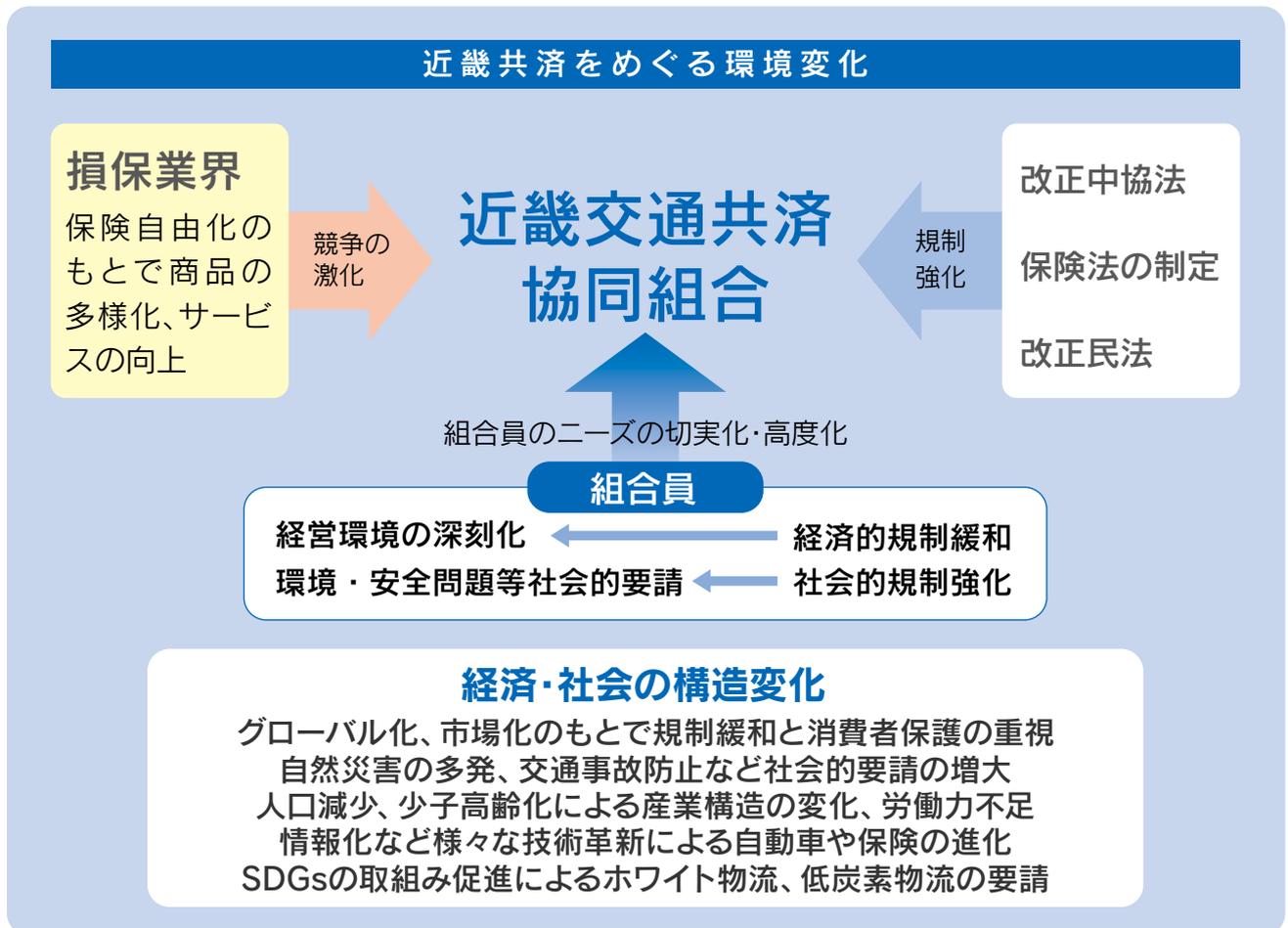
ドライバーの労働環境改善と事業者の経営安定化を両立させ、社会インフラとしての物流機能を将来にわたって維持していくため、運送業界では荷待ち時間の削減に向けた取り組みや、「適正原価」制度による適切な取引環境の実現など重要な課題への対応が急務となっております。

一方、損害保険業界におきましては、保険自由化以降、商品の多様化と価格競争が加速度的に進展しており、特に自動車保険分野では、少子高齢化の進行と人口減少を背景とした市場規模の緩やかな縮小が見込まれる状況です。

さらに、自動運転技術をはじめとする革新的な技術の普及や環境意識の向上といった社会変化への対応も求められております。

このような厳しい事業環境のもと、当組合においても、損害保険各社と従来以上に熾烈な契約獲得競争を行っていることに加え、交通事故件数の増加傾向、損害賠償水準の高額化などにより、収益環境の厳しさと将来的な不確実性が高まっております。また、共済事業に対する保険業法準拠の規制強化の流れを受け、事業運営における健全性と透明性のさらなる向上、高度なコンプライアンス体制の構築が求められております。

近畿共済は、組合員、契約者の皆さまの信頼にお応えし、変化する事業環境に的確に対応しながら、相互扶助という基本理念を運営の根幹に据え、組合員の皆様とともに歩む共済組合として、将来にわたって盤石な事業基盤の構築と持続的な成長を目指した事業運営を行ってまいります。



## 新しい時代における近畿共済のビジョン

近畿共済は、近畿地方2府3県の貨物運送業界の多数が参加する業界自らがつくった地域に根ざした協同組合であること、交通事故による損害賠償というリスクから事業を守るための自動車共済に特化した事業を行う組合であることに特色があります。だからこそ、組合員の協力による契約獲得費用の節減や交通事故防止の相互努力によって事業費や損害率を抑えて、損保の保険料に比較して優位な安い共済掛金を維持する努力をしてきました。

しかし、当組合も市場化や保険の自由化の進展の

もとで他社との競争を余儀なくされ、「顧客」である組合員から選ばれ支持される事業であるためには、組合員の多様化するニーズに的確に応えられる商品とサービスの提供により競争優位性を確保し、独自の信頼とブランド力で差別化を図っていかねばなりません。組合員の相互扶助という基本理念を大切にしながら経済社会の急速な変化への柔軟で迅速な対応を図り、組合員本位の事業を展開していきます。

1. トラック運送事業者のニーズに応える商品の企画開発と信頼されるサービスの提供
2. リーズナブルな共済掛金設定と厳格な収支管理による安定した事業基盤の確立
3. 適正な事故処理による交通事故被害者救済や交通事故防止活動等を通じた社会貢献
4. 組合員と組合の「顔と顔が見える」より良いパートナーシップの構築
5. コンプライアンスの推進とリスク管理の強化による健全な事業管理態勢の確立
6. DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進による競争力と効率の向上と組合組織の成長促進



## 令和6年度 事業の概況

令和6年度のがわが国経済は、コロナ禍からの回復が続く一方、世界的インフレや地政学的リスクにより不安定な状況が継続しました。個人消費は緩やかに回復したものの、エネルギー・原材料費は高騰し、経済成長は鈍化傾向となりました。

貨物運送業界は「2024年問題」によるドライバーの労働時間規制により業界構造の転換点を迎え、輸送効率化への取り組みが加速しました。慢性的なドライバー不足の深刻化、燃料・車両価格の上昇により経営環境が厳しさを増し、人材確保と適正運賃の収受が急務となる一方、デジタル化・AI活用・環境対応車両導入などの課題に取り組む年となりました。

一方、損害保険業界は、自然災害の頻発・激甚化により保険金支払いが高水準で推移し、収益環境が

悪化しました。自動車保険分野では、少子高齢化による市場縮小が継続する一方、経済活動正常化により交通事故が増加し、車両高度化による修理費高額化で保険金単価が上昇しました。保険料率自由化による価格競争激化の中、各社は商品差別化とサービス向上による競争力強化に注力しています。

このような厳しい事業環境のなか、当組合におきましては、法令遵守の徹底と適切な収支管理を基盤としつつ、困難な経営状況にある組合員の皆様の事業運営を支援するため、共済事業の積極的な推進に取り組んでまいりました。

その結果、以下に示すような成果を上げることができました。

### 1. 契約推進

本年度におきましては、経営基盤の強化を図るため、契約台数と掛金規模の拡大を最重要課題に位置づけ、組合員の皆様からの貴重なご意見とご協力を得て、積極的な契約推進活動を展開いたしました。また、より多くの組合員に支持されることを目指して自動車共済規程の改正を実施し、トラック協会や関連団体との連携強化に注力いたしました。

その結果、正味共済掛金は前年度対比108.5%となり、全種目において契約台数が増加しました。

### 2. 事故発生状況

令和6年の全国的な交通事故は、発生件数および死傷者数ともに前年より減少しました。本年度、当組合においては事故発生件数が、搭乗者共済において減少し、対人、対物および車両共済において増加しました。

対人事故の死亡者数・負傷者数は、昨年度と比べて増減はありませんでした。

### 3. 事故処理

事故処理状況については、迅速・適正な損害査定に重点をおいた事故解決に努めましたが、事故発生件数が増加したことなどの影響により、対人、対物および車両共済において未済件数が増加しました。

### 4. 事故防止対策

事故防止は、取り組むべき最重要課題であるという認識のもと、前年度に運行管理者の一般講習認定機関に指定されたことに伴い、令和6年7月より各地で運行管理者等一般講習を開催しました。事故多発事業所に対して積極的な個別訪問指導を行うなど、個別事業所対策に重点を置き、個別講習会の開催、運転適性診断車巡回サービスの実施、アクセスチェッカー・ミニ（可搬型運転操作検査器）貸出サービスの実施、事故防止機器購入の助成、優良ドライバーコンクール等の実施、「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（国土交通省）の12項目について、eラーニング方式の教育システムの提供などの対策を行いました。

### 5. 制度・規程の改定

自動車共済約款を一部改正しました（令和7年10月実施）。規程文言を整備、統一し他の規定との整合性を確保しました。軌道上を走行する陸上の乗用具との接触がない場合の法律上の損害賠償責任を補償対象に追加し、従来免責とされていた同僚間災害の補償対象化や「心神喪失等による事故の被害者救済特約」の新設などを行いました。

## 令和6年度の収支の状況

令和6年度は、全種目において契約台数が増加し、正味共済掛金は69億9,491万円と前年度より5億4,791万円(8.5%)増加し、支払備金戻入、責任準備金戻入、資金運用益などを加えた経常収益は11億9,882万円増の175億826万円となりました。

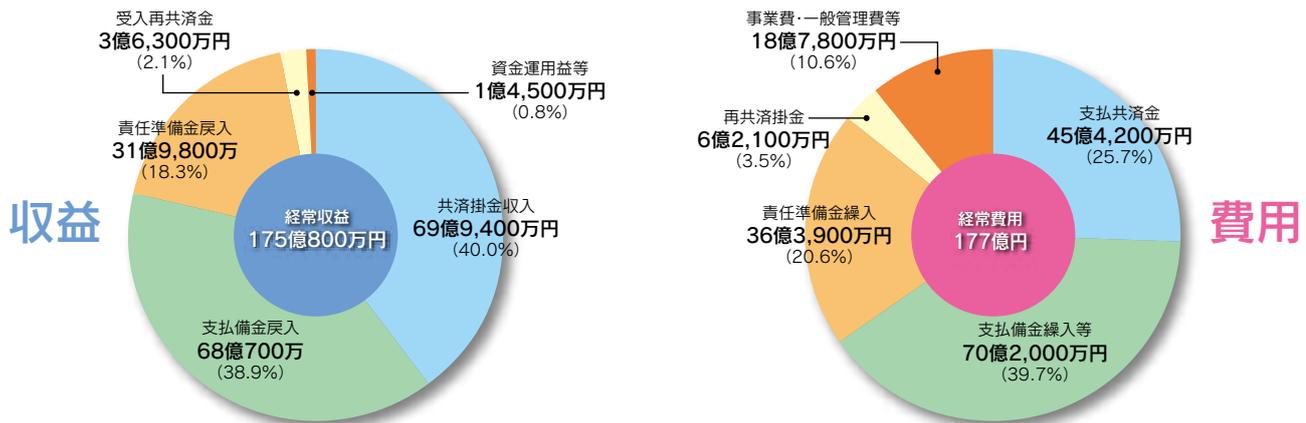
一方、支払共済金は8,457万円(1.8%)減少し45億4,222万円となったものの、支払備金繰入は69億3,455万円と1億2,792万円増加し、経常費用は8億672万円増の176億9,955万円となりました。

この結果、令和6年度は、1億9,128万円を経常損失として計上しました。

共済種目別の収支状況については、搭乗者共済が8,420万円、車両共済が1億6,831万円の黒字となりましたが、対人共済が3,280万円、対物共済が5億844万円の赤字となりました。自賠責については、収支相等の計算をしています。

令和6年度当期純損失金について組合積立金を取り崩し処理することとし、その結果内部留保は97億8,238万円となりました。また、本年度は損失決算にともない、定款第63条および64条の規定により、出資配当および利用分量配当は行いません。

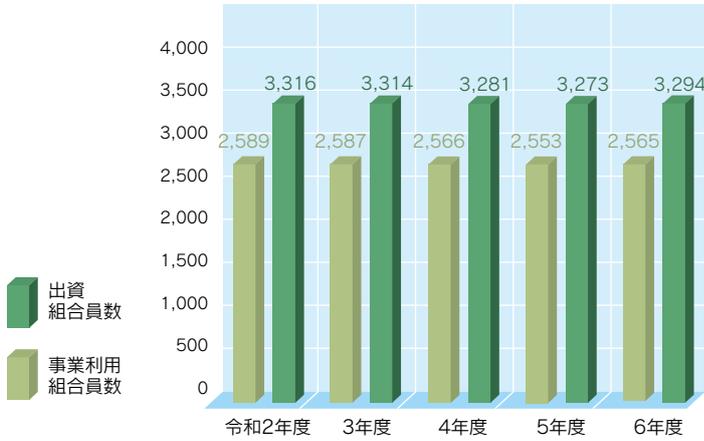
### 令和6年度収支決算 損益計算書



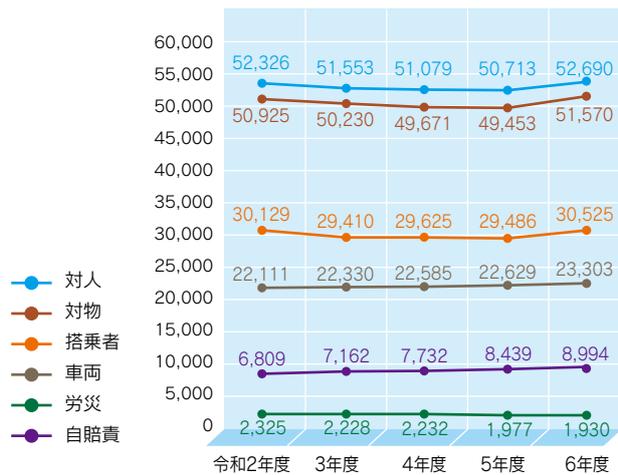


# 令和6年度 事業の概況

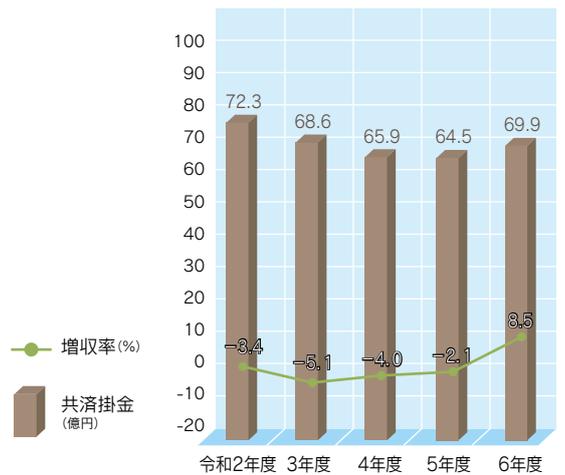
## 出資及び事業利用組合員数、出資口数の推移



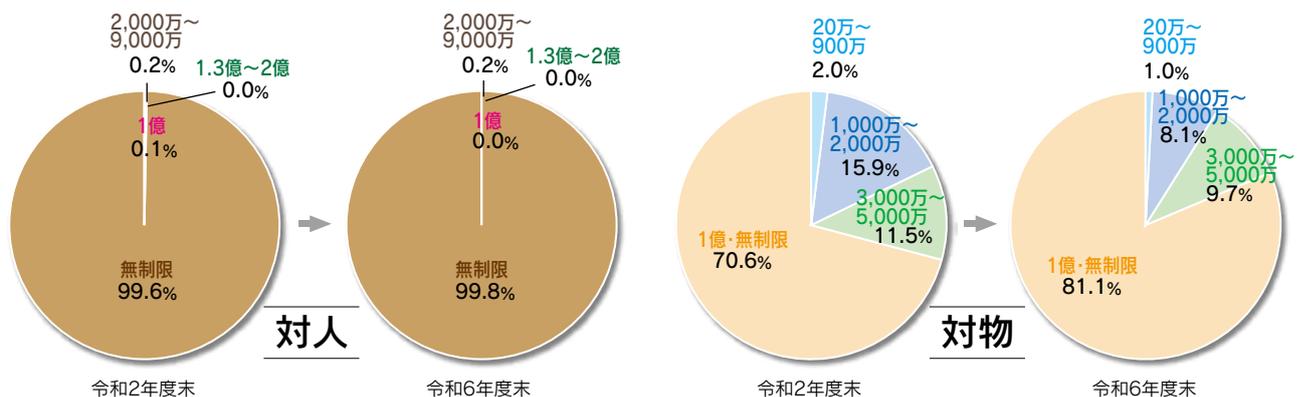
## 契約台数（人員）の推移



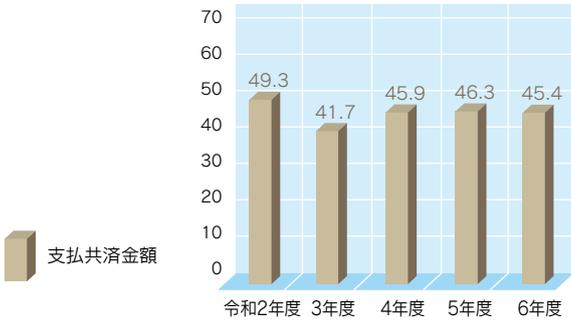
## 共済掛金収入額の推移



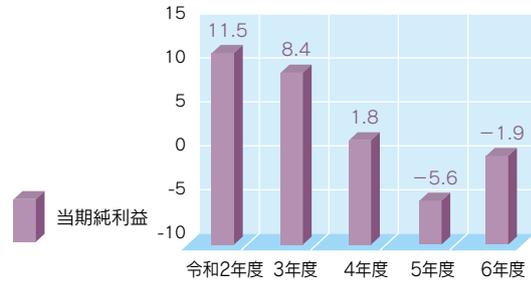
## 共済金額別契約構成比の推移 (単位：%)



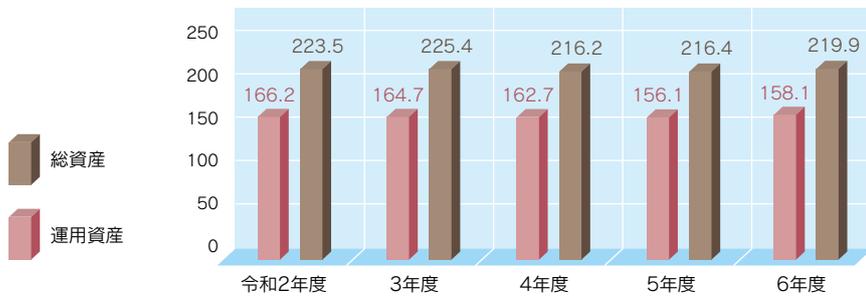
### 支払共済金額の推移 (単位：億円)



### 当期純利益の推移 (単位：億円)



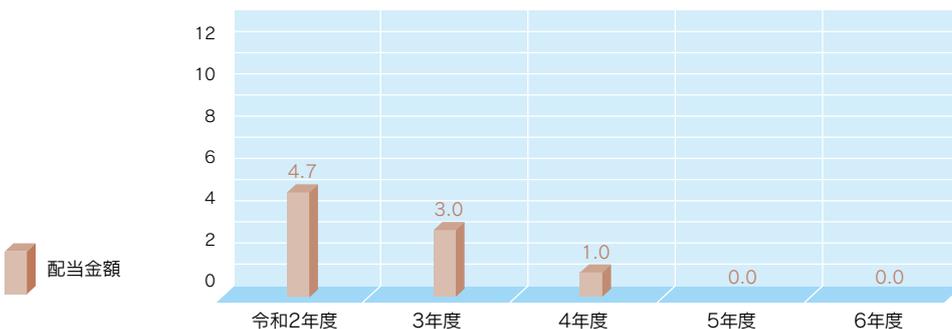
### 組合資産の推移 (単位：億円)



### 内部留保の推移 (単位：億円)



### 組合員への配当金額 (単位：億円)





# 皆さまからの信頼をいただくために

## 組合の組織運営のしくみ

近畿共済は、中小企業等協同組合法にもとづき、国土交通省近畿運輸局（当時は運輸省大阪陸運局）の認可を受けて設立された、貨物運送事業者が自発的に相互扶助の精神で運営する協同組合であり、組合員に奉仕することを目的にしています。

当組合は創立以来、常に「組合員第一」の姿勢に徹し、組合員の切実な要望や実態に応じた共済事業を展開してきました。そのためにも、常に組合員の

意見が反映される運営に努力し、組合員の運営参加を大切にしてきました。

意思決定のシステムはもちろん、組合員会や地区委員制度などを通じて組合員が運営に参加するという協同組合本来の姿勢を表す取り組みのほかに、事務局職員が組合員の相談を日常的に受けたり、アンケート活動などを通じて組合員のご意見やご要望を事業運営に反映させるよう努力しています。

### 総代会

各地域から組合員数に応じて選出された総代（184名）による最高の意思決定機関で、毎年度の事業計画と事業報告書、予算と決算、定款・規程の改正などの機関決定を行い、理事、監事を選任します。毎事業年度終了後3か月以内に開催される通常総代会と、必要に応じて開催される臨時総代会があります。



### 理事会

総代会で選任された理事（107名）により構成される、組合の業務執行方針決定機関です。通常・臨時総代会の召集や提出議案について議決します。理事の中から理事長、副理事長、専務理事および常務理事を選任します。



### 監事

総代会で選任された監事（7名）により、理事による業務運営に対する監視機能を果たせるよう、会計監査および業務監査を行います。監査の専門性の見地から1名以上の員外監事の選任が法律上義務づけられています。



### 委員会

理事会の諮問機関として、総務委員会、企画広報委員会、契約推進委員会および事故防止委員会の四つの常設委員会、共済金決定等について共済契約者からの不服申立てを審査する審査委員会があります。



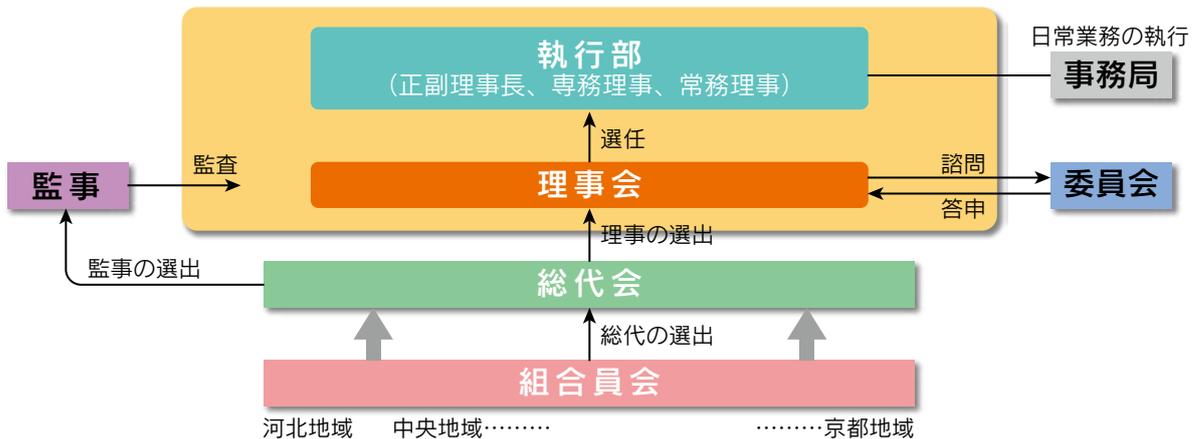
### 組合員会

各地域において組合員、役員、事務局が一堂に会し、共済事業の説明や意見交換を行い、組合運営に対する理解と協力をえるとともに、総代、役員候補者等の選出を行います。



### 地区委員会議

地域の契約、事故防止活動を地区ごとにきめ細かく推進していくこととあわせて、組合員の声や未加入事業所の意見を引き出し組合運営に反映させることを目的として制度化されています。



## コンプライアンス（法令遵守）の取り組み

当組合は、社会的責任を果たし、組合員や契約者の皆さまから信頼いただくためにコンプライアンス（法令等遵守）の態勢を強化し、これを重視した事業運営を行うよう努めています。

### 1. 行動指針・行動規範

当組合は、コンプライアンスを事業運営上の重要課題と位置づけ、行動指針のもと、行動規範や各種方針を明確にし、役職員はこれにもとづき業務を遂行しています。

### 2. コンプライアンス推進体制

当組合事務局内に、専務理事を議長とするコンプライアンス推進会議を設置して、コンプライアンスの推進状況等について審議しています。

コンプライアンスの実務については、コンプライアンス推進責任者・実践責任者を定め、各部署の日常業務において、

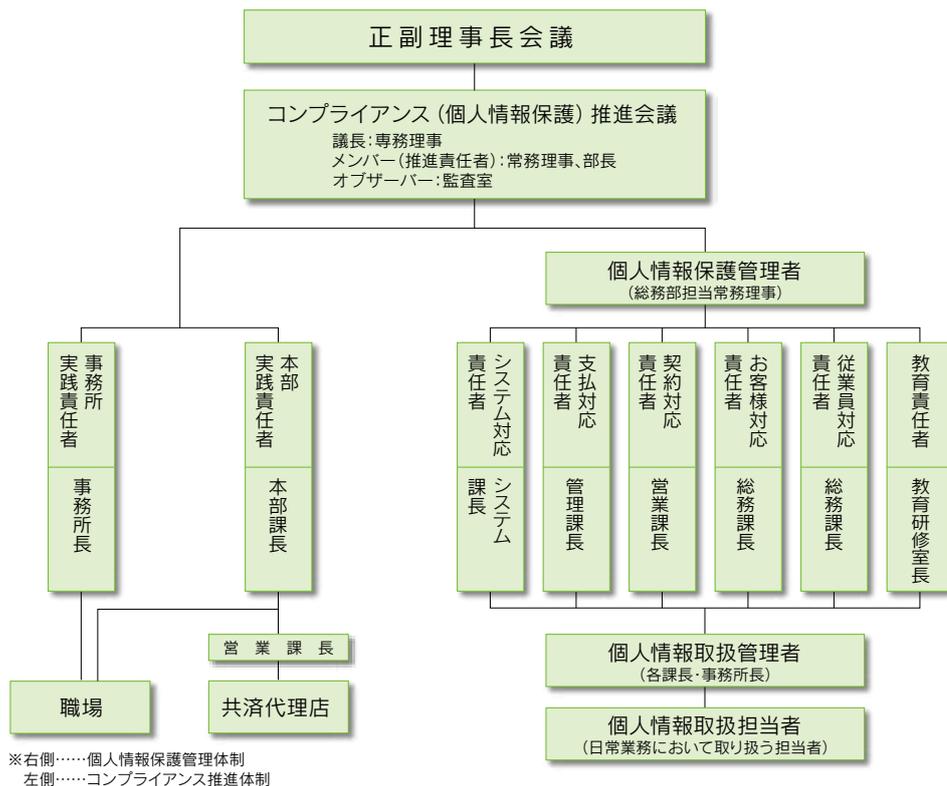
役職員一人ひとりがコンプライアンスの意識を高め、適切な業務遂行を図るよう努めています。

### 3. コンプライアンスの実践のために

コンプライアンス推進のための実施計画としてコンプライアンス・プログラムを正副理事長会議において決議し、この計画に沿って取り組んでいきます。

コンプライアンスを実現するための具体的な手引書であるコンプライアンス・マニュアルを作成し、全役職員、派遣職員の研修を行い、周知徹底をはかっています。

## ■コンプライアンス推進体制



## リスク管理の体制

当組合を取り巻く経営環境の変化にともなう共済事業運営上のリスクの高度化・複雑化・多様化に的確に対応し、共済事業の維持・発展を図り、組合員・経営者などへの責任を果たす上で、リスク管理は経営上の最重要課題となっています。

当組合では、「リスク管理基本方針」を制定し、当組合のリスク管理の基本目的と行動指針を定めるとともに、組織体制や運用を規定する「リスク管理基本規程」に基づきリスクの正確な把握と適切な管理に努めていきます。



# 皆さまからの信頼をいただくために

## 個人情報保護

当組合では、個人情報保護法に対応して、組合員・運転者、事故被害者の皆さまなどが安心して当組合のサービスをご利用いただけるよう、皆さまの個人情報について、別記のとおり「個人情報保護方針」を

定め、情報の適正な管理、利用、提供及び開示に取組んでいくとともに、「個人情報保護規程」等に基づき個人情報を適正に取り扱うための事務局内体制の整備や個人情報保護意識の高揚に努めていきます。

### 個人情報保護方針

近畿交通共済協同組合（以下、「当組合」といいます。）では、組合員・契約者等の皆様からのご信頼をいただけるよう個人情報の取り扱いについて、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等に基づき、次のとおり個人情報の適切な保護、管理、利用に努めています。

#### 1 個人情報の取得と利用

当組合では、自動車共済、自賠責共済、労災共済等の事業に関する個人情報を、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により取得いたします。

これらの情報は、次の目的に必要な範囲内で利用いたします。

- ①ご本人かどうかの確認
- ②共済契約の締結および共済掛金等の收受
- ③共済金等の支払
- ④再共済契約の締結、再共済契約に基づく通知および再共済金の請求
- ⑤事故防止活動
- ⑥その他の商品・サービスのご提供・ご紹介
- ⑦各種イベント・キャンペーン・セミナーの案内、各種情報の提供
- ⑧当組合が提供する商品・サービス等に関するアンケートの実施
- ⑨より良い商品の開発
- ⑩その他、組合員・契約者等の皆様とのお取引等の適切かつ円滑な履行

#### 2 個人データの第三者への提供

当組合では、以下の場合を除いて、ご本人の同意を得ることなく第三者に提供することはありません。

- (1)法令により必要と判断される場合
- (2)利用目的の達成のために必要な範囲において、業務委託先等に提供する場合
- (3)共同利用を行う場合（下記3をご覧ください。）
- (4)組合員・契約者等の皆様または公共の利益のために必要であると考えられる場合

#### 3 共同利用

当組合は、損害保険会社等との間で個人情報を共同利用しております。

詳細につきましては、「個人データの共同利用について」をご覧ください。

#### 4 個人情報の保護・管理

当組合では、組合員・契約者等の皆様に関する情報については、正確に、新しいものにするよう適切な措置を講じています。また、収集した個人情報への不当なアクセスの危険に対しては、防止するための十分な措置を講じて情報の保護に努めております。

#### 5 保有個人データに関する開示・訂正のご依頼

当組合では、組合員・契約者等の皆様から情報開示・訂正のご依頼については、下記の「お問い合わせ窓口」にご請求ください。ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、当組合所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、特別の理由がない限り対応いたします。

【お問い合わせ窓口】近畿交通共済協同組合 総務課 電話:06-6965-2820  
個人情報の取扱いに関する上記内容については適宜見直し、改善していきます。

## 特定個人情報等の取扱い

当組合は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者

編）」を遵守して、特定個人情報の適正な取扱いを行います。

## 共済事業の員外利用の管理体制

組合は、法令により組合員の利用分量の100分の20まで員外利用をさせることが可能であると規定されています。当組合では、法令に従って厳正に員外利用管理を行うため、員外契約比率の点検を定期的に行うとともに、自賠責共済代理店に対する指導も行っています。

## 苦情・紛争解決機関について

当組合では、ご利用の皆さまに満足いただけるサービスの提供を目指して、共済事業にかかる相談や苦情を受付けております。皆さまの苦情や相談は、時として厳しいご意見も含まれていますが、それは当組合の商品やサービスに高い関心と信頼があればこそと真摯に受けとめ、積極的に業務改善に生かしていきます。

また、皆さまから申し出いただいた相談・苦情等について、当組合の対応でご納得のいく解決に至らず、外部の中立的な第三者機関を利用して紛争の解決を図りたいとお申し出があった場合は、苦情の申し出内容により、次の機関のご紹介もいたします。

### ◇一般社団法人 日本共済協会の共済相談所

(一社) 日本共済協会の共済相談所では、会員団体の商品やサービスに関する全般的な相談や苦情を受けつけるとともに、審査委員会を設置しており、紛争の申し立てがあった場合は、裁定または仲裁により解決支援業務を行います。

なお、当組合など15のトラック交通共済で構成する全国トラック交通共済協同組合連合会は、(一社) 日本共済協会の会員団体です。

※申出対象事案 ○共済契約に関する共済契約者等からの苦情の受付  
○自損事故共済、搭乗者共済、労働災害共済、共済契約内容に関する共済契約者等からの解決依頼  
電話番号 03-5368-5757【受付時間：9:00～17:00（土日・祝日および年末年始を除く）】  
詳しくは、同協会のホームページ (<https://www.jcia.or.jp>) をご参照ください。

### ◇一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

自賠責共済の支払に関して、ご納得いただけなかったときのために、公正中立で専門的な知見を有する裁判外紛争処理機関として国土交通大臣および内閣総理大臣の監督を受ける「(一財) 自賠責保険・共済紛争処理機構」が設置されています。この機関は自賠責共済の支払に関する所要の調査を行い、紛争の当事者に対して調停および相談等を行います。

※申出対象事案 ○自賠責共済に関する被害者等からの解決依頼  
詳しくは、同機構のホームページ (<https://www.jibai-adr.or.jp>) をご参照ください。

### ◇公益財団法人 交通事故紛争処理センター

(公財)交通事故紛争処理センターでは、学識経験者および弁護士からなる審査員が、交通事故関係者の利益の公正な保護を図るため、中立公正な立場から和解の斡旋を無料で行っています。

※申出対象事案 ○対人賠償、対物賠償、自賠責共済に関する被害者等からの解決依頼  
詳しくは、同センターのホームページ (<https://www.jcstad.or.jp>) をご参照ください。

### ◇公益財団法人 日弁連交通事故相談センター

(公財)日弁連交通事故相談センターの相談所が全国154か所（各弁護士会内等）に設置されており、専門の弁護士が交通事故に関する相談や示談の斡旋を無料で行っています。

※申出対象事案 ○対人賠償、対物賠償、自賠責共済に関する被害者等からの解決依頼  
詳しくは、同センターのホームページ (<https://n-tacc.or.jp>) をご参照ください。

## 反社会的勢力への対応および利益相反取引の管理

当組合では、反社会的勢力への対応に関する基本方針を定め、毅然とした対応に努めています。また、利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理方針を定めています。



# シンプルで確かな補償 わかりやすい商品内容で基本補償を確保します



## 自動車共済



### 対人共済

自動車事故で他人を死傷させ、損害賠償をしなければならないとき、共済金をお支払いします。

#### お支払いする共済金

損害賠償金と費用の合計額から自賠責保険（共済）金を差し引いた額をお支払いします。被害者1名につきそれぞれ共済金額を限度としてお支払いします。引受限度額は、無制限です。共済金額は安心の「無制限」をおすすめします。臨時費用として、別枠で死亡した場合5万円、入院した場合2万円をお支払いします。



### 自損補償共済

共済契約者、運転者または搭乗中の従業員等が、自損事故（運転ミスにより電柱に衝突したり、崖から転落した場合など）によって死亡またはケガをし、その損害について自賠責保険（共済）から補償されないときに、共済金をお支払いします。

#### お支払いする共済金

- 死亡共済金 対人共済金額に応じて1,200万円から1,600万円
- 後遺障害共済金 後遺障害の程度に応じて死亡共済金相当額の4%から100%
- 介護費用共済金 介護を要する重度後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて200万円または350万円
- 医療共済金 入院1日につき6,000円、通院1日につき4,000円（限度額100万円）  
（以上の共済金については、労災保険給付がある場合は、それぞれ2分の1となります。）
- 減収補償共済金 死亡または入院が60日以上の場合、対人共済金額に応じて120万円から160万円を契約者にお支払いします。
- 臨時費用 死亡の場合30万円、60日以上入院の場合10万円を契約者にお支払いします。

#### 自損不担保特約もあります。

自損事故共済は、対人共済に自動的に付帯していますが、契約者の選択により自損事故共済の取り外しも可能です。



### 無保険車傷害共済

自動車事故により、契約自動車に乗車中の人が死亡または後遺障害を被った場合で、加害者が対人賠償保険等に加入していないなどのため、十分な損害賠償が受けられないときに、相手方が負担すべき損害賠償額のうち、自賠責保険等の保険金を超える部分について共済金をお支払いします。

#### お支払いする共済金

お支払いする共済金は、対人共済の共済金額が限度となります。なお、無制限契約の場合は2億円が限度となります。



### 対物共済

自動車事故によって他人の自動車や家屋などに損害を与え賠償しなければならないとき、共済金をお支払いします。特定の対物事故に係る支払共済金の限度額に関する特約が自動付帯します。

#### お支払いする共済金

共済金額を限度として、修理費等の損害賠償額からご契約の免責金額（自己負担額）を差し引いた額をお支払いします。引受限度額は、無制限です。免責金額は、ゼロ、3万円、5万円、10万円、15万円、20万円、30万円、50万円の8種類です（一部の車両において設定できない免責金額があります）。共済金額は安心の「無制限」をおすすめします。ただし無制限であっても、積載された危険物の火災、爆発、漏えい起因する対物事故等の場合にお支払いする共済金は30億円が限度となります。

#### けん引自動車の対物賠償特約

けん引中の他社のトレーラーに損害をあたえ損害賠償責任を負う場合に、対物共済の共済金額を限度に共済金をお支払いします。

注 被けん引自動車に生じた損害とは修理費（時価を限度）及びレッカー代



## 車両共済

衝突、接触、墜落、転覆、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮などの偶然な事故によって契約した車両が損害を受けたときに共済金をお支払いします。車両価額協定共済特約が自動付帯します。

### お支払いする共済金

- (1)ご契約の車両が修理できる場合（分損：修理費が車両共済金額を下回る場合）  
ご契約の車両の損害額からご契約の免責金額（自己負担額）を差し引いた額。
- (2)ご契約の車両が修理できない場合（全損：修理費が車両共済金額を超える場合） 車両共済金額。  
臨時費用として、共済金額の5%（10万円を限度とします）をお支払いします。  
なお、自家用乗用自動車の引受限度額については2,000万円です。



## 搭乗者共済

契約自動車に搭乗中の人（運転者を含みます）が、自動車事故によって死亡したりケガをしたときには共済金をお支払いします。

### お支払いする共済金

- 死亡共済金 共済金額（1名につき300万円、500万円、1,000万円、2,000万円、3,000万円の5種類）全額
- 後遺障害共済金 後遺障害の程度に応じて共済金額の4%から100%。介護を要する重度後遺障害が生じた場合には、共済金額の10%を重度後遺障害特別共済金として、50%を重度後遺障害介護費用共済金として別にお支払いします。  
ただし、それぞれ100万円、500万円を限度とします。
- 医療共済金 入院1日につき共済金額の1.5/1000、通院1日につき共済金額の1/1000（180日限度）。  
ただし、それぞれ15,000円、10,000円を限度とします。



## 搬送引取費用特約

契約自動車が故障や事故等によって走行不能となったときに、自走するための応急処置費用や修理工場まで自動車を搬送するための費用をお支払いします。また、それにとりまなう移動費用、臨時宿泊費用および引取費用をお支払いします。

### お支払いする共済金

- (1)応急処置費用
- (2)搬送費用
- (3)移動費用 (1)と(2)を合わせて事故の場合は100万円、故障の場合は35万円が限度となります。
- (4)臨時宿泊費用 (3)と(4)と(5)を合わせて7万円が限度となります。
- (5)引取費用



## 積載中の受託貨物 に対する対物賠償 特約（貨物特約）

対物事故の発生や衝突・接触を回避するための急制動等により受託貨物が滅失、破損または汚損し、荷主等に対して損害賠償責任が生ずる際に補償します。対物共済特約のあるお車にセットできます。補償限度額は500万円です。免責金額は対物共済の免責額に準じます。



## 労災共済

業務上・通勤上の災害で従業員の方が死亡したりケガをされたときに政府労災保険に上乗せして共済金をお支払いします。

### 遺族補償給付・障害補償給付

業務上・通勤上の災害で従業員の方が死亡されたときまたは後遺障害を被ったときに、契約時に定めた給付額（障害補償給付は後遺障害の程度に応じて）をお支払いします。

### 休業補償給付

業務上・通勤上の災害で従業員の方が休業されたとき、休業4日目から1日ごとに契約時に定めた給付額（最高1,092日分）をお支払いします。



## 自賠償共済

法律（自動車損害賠償保障法）によって、すべての自動車（原動機付自転車を含む）に加入が義務づけられている強制保険です。

基本的な対人賠償として、交通事故による死亡の場合は3000万円まで、後遺障害の場合は等級に応じて第14級75万円から第1級3000万円まで（神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい障害を残し介護が必要な場合、常時介護のときは4000万円、随時介護のときは3000万円）、傷害の場合は、120万円までの共済金をお支払いします。

お支払いにあたっては、法律に基づいて定められた支払基準にもとづいて迅速・適正にお支払いします。



## 契約推進 自助努力により負担を軽減 組合員企業の安定に役立ちます

当組合は、交通事故による損害賠償責任を負うリスクから組合員契約者を守り、組合員の経営の一助となるように共済契約の普及推進を図っています。また、協同組合の特色を生かして組合員の協力で契約獲得費用を節減し、交通事故防止に力を入れることで事業費や損害率を抑え、共済掛金水準を抑える努力をしてきました。

また、シンプルでわかりやすい商品内容が特徴です。交通事故被害者の救済、共済契約者の被るリスクからの保護という、貨物運送事業者に必要な基本的補償は十分です。契約者の皆さまが必要な共済種目を任意に選択していただけます。組合員の皆さまにご支持いただける新商品の開発、制度の整備に努めてまいります。

当組合では、各種の共済パンフレットや広報誌、業界紙などを通じて商品やサービスのご案内をさしあげるとともに、各種会議において契約担当者のご要望をお伺いし、ニーズに応えられるように努力しています。また、共済契約推進にあたっては、勧誘方針を厳守し、重要事項の説明を行います。



### 勧誘方針の策定

当組合では、組合員、契約者の皆さまからより一層のご信頼をいただけるよう、共済の勧誘にあたっての方針を定め、適正な共済契約の推進・勧誘に努めています。

#### 勧誘方針 ～組合員の皆さまへのお知らせ～

共済契約の推進にあたり「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づいて、つぎの勧誘方針を定めましたので、ご案内いたします。

1. 共済契約のお勧めにあたっては、中小企業等協同組合法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律その他各種法令等を遵守し、適正な共済契約の推進に努めてまいります。
2. 組合員の皆さまに共済商品の内容を正しくご理解いただくために、説明内容や説明方法を創意工夫し、組合員の皆さまの意向と実情にそった適切な共済商品が選択できるよう努めていきます。
3. 共済契約の推進にあたっては、組合員の皆さまのご迷惑とならないように、時間帯や場所につき十分に配慮してまいります。
4. 組合員の皆さまと直接対面しない共済契約推進（郵送等）をおこなう場合は、説明内容等を工夫し、組合員の皆さまにご理解いただけるよう努めてまいります。
5. 万が一共済事故が発生した場合におきましては、迅速かつ的確な共済金の支払いに努めてまいります。
6. プライバシー保護の重要性を認識し、組合員の皆さまの情報については適正かつ厳正な管理に努めてまいります。
7. 組合員の皆さまのご意見、ご要望をお聞きし、今後の共済商品開発や契約推進に反映していくよう努めてまいります。

## ご契約にあたって

### ご契約いただけるのは、組合員、従業員およびその関係会社などになります。

組合員とは、大阪府、奈良県、和歌山県、滋賀県、京都府内の貨物運送事業者が組合の加入承認を得た後、一定の出資（一口5,000円）をした方のことをいいます。

組合員の従業員や関係会社なども員外利用として共済契約ができます。

### ご契約のおすすめ

組合員の皆様とのご相談を通じて、リスクや意向に応じた共済プランを提案、説明します。共済契約は、交通事故による損害に対して、適正な共済金で補うことが目的です。共済金額は、適切な額をお付けください。車両共済契約は時価でお引受します。（車両価額協定共済特約が自動付帯します。）

当組合では、交通事故賠償の高額化に備え、対人・対物ともに無制限でのご契約をおすすめします。

また、自賠責共済もあわせてご契約いただくと、共済金請求手続などが一本化でき、共済金支払も一段とスピーディとなります。

### 共済契約の申込み

ご契約時において、当組合が告知を求めたもの（告知事項）について、事実を正確に回答いただきます。（告知義務）その告知いただいた内容が事実と異なっている場合には、契約を解除したり、共済金をお支払いできないことがあります。共済契約申込書に表示・記載された内容に誤りがないことを十分ご確認いただき、署名または記名押印のうえ提出いただきます。

当組合の共済責任は、共済契約引受証書記載期日の午後4時から始まります。

### 共済掛金のお支払い

共済掛金のお支払いには、ご契約と同時に全額を一括して払い込んでいただく一回払のほか、6回払または11回払の分割払方法があります。初回掛金は、原則としてご契約の申込と同時に、現金または小切手で取扱銀行にお支払いください。分割払は、口座振替によりお支払いいただきます。

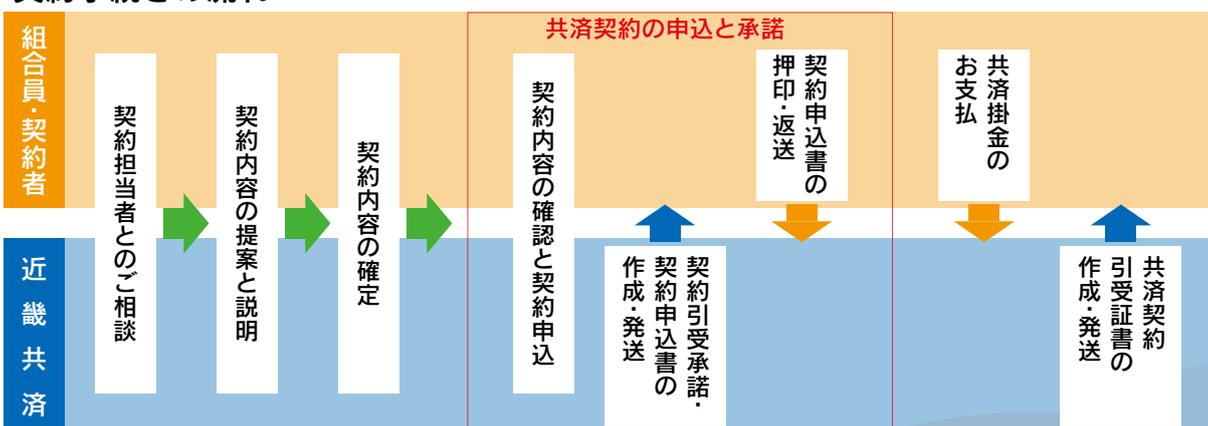
共済期間が始まった後であっても、当組合が共済掛金を領収する前に生じた損害または傷害に対しては共済金をお支払できません。これにかかわらず、共済期間の初日の翌日から3営業日以内に共済掛金を払い込まれたときは、当組合は共済期間の初日から責任を負います。また、払込期日の翌日から7営業日以内に共済掛金の払い込みがないときは、ご契約を解除する場合があります。第2回目以降の共済掛金について、払込期日の翌日から7営業日以内に払い込みがない場合は、払込期日の翌日以降に事故が発生しても共済金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

### ご契約後にご注意いただきたいこと

ご契約後、下記のようにご契約車を入れ替るなど、契約内容の変更が生じる場合は、直ちに当組合にご通知ください。ご通知をいただけない場合、共済金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

（契約車両の入替、契約車両の用途・車種、登録番号などの変更、競技または試験に使用する場合など）

### 契約手続きの流れ





# 事故処理サービス 親切・スピード・信頼をモットーに安心と満足を提供します

共済（保険）の値打ちは、事故が起きたときに試されます。

不幸にして事故が起きた時に、迅速・的確に事故処理の対応に取り組んで解決をはかることが、何よりのサービスとして組合員の皆さまに安心を提供することになり、被害者救済にもつながることを確信しています。

当組合は、「組合員第一」の姿勢で全力をあげて取り組むことを基本に、組合員の皆さまに最も近い第一線スタッフの対応力を高め、組合員の皆さまにご満足いただけるサービスの提供につとめます。このため、特に事故処理担当者の能力向上に力を入れ、職員研修などを積極的に行っています。

**示談代行サービス**

契約車両による事故が発生したときには、事故解決への相談、援助はもちろん、契約者と被害者の同意があれば、損害賠償額を確定させるために、当組合が被害者との示談交渉を引き受け、組合員に納得いただける示談代行サービスを行います。



**親切・スピーディな事故解決**

事故処理は専門スタッフが担当し、組合員と常に連絡をとりながらすすめます。対物事故におけるコンピューターによる事故車損害額見積りシステムやインターネットを媒介した画像伝送協定システム、判例検索のOA化、各種専門調査機関の有効活用などにより適切かつスピーディな事故解決に努力しています。

また、法律上の問題については顧問弁護士、医療上の問題については審査医に相談しながら適正・妥当な賠償につとめています。スタッフの社内、社外研修を計画的に実施し、スキルアップを図っています。



**組合員への進捗状況報告の強化**

事故受付後における被害者、相手方の損害状況や交渉経過、支払状況などを組合員にタイムリーに報告することを徹底しています。

**訴訟になったときにも万全のサポート**

万一訴訟になった場合でも、弁護士により十分ご援助できる体制を整えています。

**夜間・休日事故受付サービス**

平日夜間、土日・祝日の当組合営業時間外の事故のご報告は、「近畿共済事故受付センター」が受付いたします。「近畿共済事故受付センター」では、事故の状況に対応して、ただちに相手方（被害者）や医療機関、修理工場やレンタカー会社への連絡など、必要な初期対応を行う体制を整えています。

**夜間・休日事故受付**  
いざ事故発生

**0120-132583**

**受付時間**  
平日午後5時から翌日午前9時まで  
土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月4日)については終日



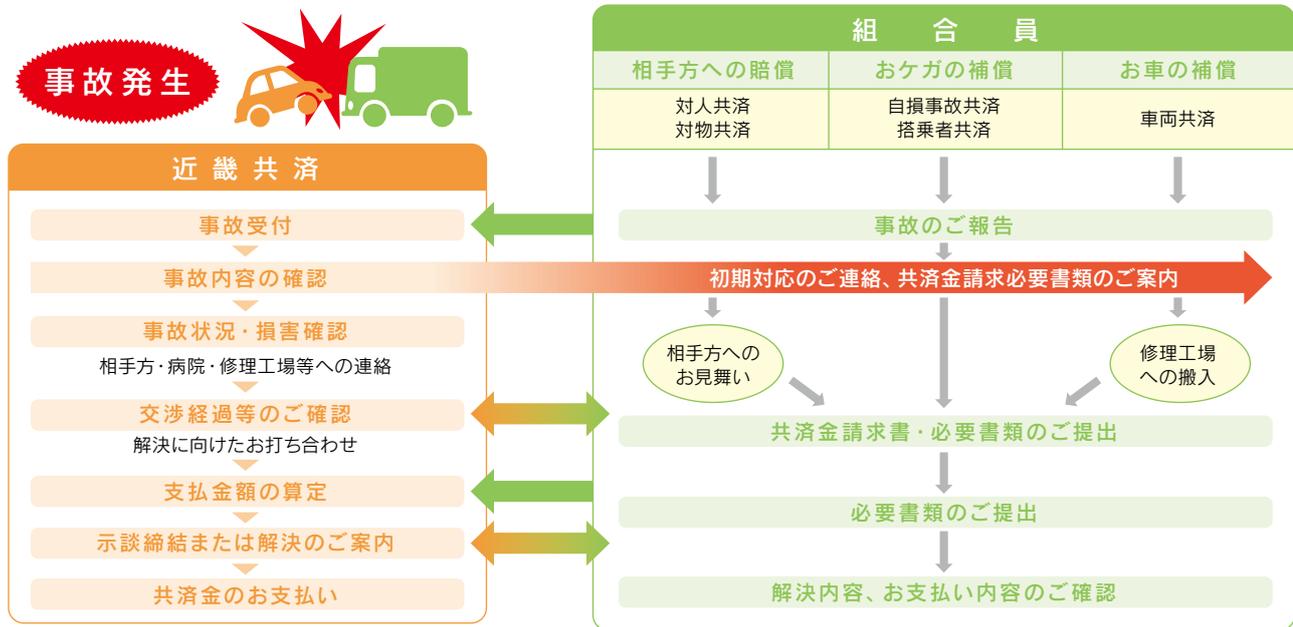

**搬送引取費用特約が提供するロードサービス**

搬送引取費用特約の補償として事故や故障時の応急処置およびレッカーによる牽引等を提供するためにロードサービス専用フリーダイヤル受付デスクを設置しています。当組合の営業時間にかかわらず、24時間・365日、ロードサービスをご利用いただけます。なお、このロードサービスは、搬送引取費用特約または事故の場合の車両共済のご契約自動車をご利用いただけます。



SERVICE

## 事故発生から共済金お支払いまでの流れ



### ①事故の発生と事故報告

万一事故が起こったら、まず負傷者の救護や損害の拡大防止を行うとともに警察等に通報をしてください。そして、すみやかに近畿共済に事故の報告をお願いします。折り返し、事故処理スタッフより連絡します。

### ②事故原因や損害状況の確認

ご契約内容を確認のうえ、事故処理スタッフが事故現場や被害物件の確認、被害者・関係者との折衝を行います。当組合では、所定の期間内に必要な調査を終え共済金をお支払いします。

### ③必要書類の提出

共済金支払に必要な書類をご案内いたしますので、確実な共済金支払期日管理のために、早期の提出にご協力ください。

### ④示談交渉と共済金の算出、お支払

賠償事故については、示談交渉により損害額や過失割合を決定して支払共済金額を算出し、迅速に共済金をお支払いします。

## トラック交通共済ロードサービスの斡旋

当組合では契約組合員の皆さまに、「日本ロードサービス株式会社 (JRS)」によるロードサービスの加入を斡旋しています。(利用料金は利用者のご負担となります。)



## 事故防止の取組み 組合員と一体になった事故防止の推進 安全を提供します

### 交通事故により企業が受ける損失は損害賠償金にとどまりません

企業の事故処理担当者が要した費用や労働力の損失、事故を起こした運転者の免許停止等による労働力の損失、優良割引率減少による掛金（保険料）のアップ、企業のイメージダウン…。こうした共済（保険）でカバーしきれない損失も無視できません。とりわけ、競争も一段と厳しい今の時代に企業のイメージダウンは致命的です。

また交通事故の防止は、道路を使用した運送を業とする貨物運送事業者にとっては社会的な責務ともいえます。当組合は、事業所における事故を未然に防止するための多面的な活動に組合員と一体になって取り組み、事故の減少を啓発し、社会への貢献につとめていきたいと考えています。

#### 個別事業所訪問活動

事故多発の組合員や重大事故を起こした組合員等を当組合スタッフ（安全指導員等）が訪問し、事故発生の原因や背景などを探り、今後の事故防止対策についてともに検討し、その事業所に適した指導・助言を行います。

またその際、過去3年間の事業所の事故データを分析して事故の内容や原因を明らかにし、アドバイスを記した資料をお届けします。事故多発運転者には、自動車事故対策センターが行う適性診断の受講も要請しています。

#### 個別事業所講習会

当組合事務局から安全指導員が出向き、運転者等を対象とした講習会を行います。

その際、講話に加えて、組合員の要望により、安全教育のDVD等の上映を実施します。



#### 訪問等の実績（令和6年度）

- 個別事業所訪問……680事業所を訪問しました。
- 個別事業所講習会……1,264回開催し、8,944名の運転者が受講されました。

#### 運転適性診断車巡回サービス

運転適性診断車（運転操作検査器3台、プリンター1台搭載）を組合員の申込に応じて巡回し、運転者の運転適性を診断しています。

この診断により、運転者は自己の運転特性を正しく認識でき、運行管理者は運転者個々の適性を日々の安全管理に役立てていただけます。

年間およそ100事業所1,000名強が受診しています。

#### アクセスチェッカーミニの貸出サービス

運転者の運転操作検査ができるコンパクトな検査器で、持ち運びに便利であらゆる場所での検査が可能です。安全教育に役立てていただけるように、この機器を貸出しています。

6台運用しており、年間およそ4,000名にご利用いただいています。



#### eラーニング

貨物自動車運送事業輸送安全規則によりトラック運送事業者が運転手に対して行う一般的な指導及び監督の指針12項目に対応しており、パソコンやスマートホンなどのインターネット環境があれば好きな時間や場所で学習できるサービスです。

受講は無料です。



#### 事故防止機器購入費用の一部助成

事故防止機器の普及促進を図るため、ドライブレコーダー、デジタルタコグラフ、ドラレコ・デジタコ（一体型）を購入（リース）した場合に、その費用の一部を助成しています。

### 安全運転体験施設の活用

事業主および運行管理者が安全運転体験研修施設で体験研修を受けられる場合に、当組合が費用の一部を助成します。講習を通じて得た経験を運転者の安全指導に役立てていただきます。



### 事故防止セミナー

運転者の教育や指導に役立てていただく趣旨で、事業主および運行管理者を対象としたセミナーを開催しています。講師は、大学教授や評論家、安全運転施設講師など多彩な分野から迎え興味深いお話をさせていただきます。



### DVD貸出サービス

安全教育に役立てるため、事故防止のDVDの視聴覚教材を用意しています。当組合では、オリジナルDVD「安全運転6つのポイント」を作成し、1日1項目の5分程度の映像でご覧いただけます。



### 各種コンクール等

安全運転への意識向上の一助として、独自のコンクールや表彰制度を行っています。<例>無事故・無違反優良ドライバーコンクール  
1年間無事故、無違反の運転者に対して、賞状と記念品を贈呈します。



### 運行管理者等一般講習(貨物のみ)

2024年に国土交通省より講習機関に認定されました。運行管理者として選任されている方は2年度ごとに1回、一般講習の受講が義務付けられています。昨年度は延べ467名の方が受講されました。開催日は決定次第、ホームページでお知らせします。



### 安全運転講習会

運転者および運行管理者を対象に、各地域で開催している安全運転講習会を後援しています。



### 広報活動

ポスターやチラシなどによる活発な広報活動を行い、事故の防止を呼びかけています。交協連主催による交通事故防止標語や体験記・児童画の募集に協力しています。



### 特別指導講習

国土交通省告示に基づき、事業者には義務づけられた事故惹起者と初任運転者に対する特別指導講習会を事業者に代わって行っています。(座学5時間分のみ)





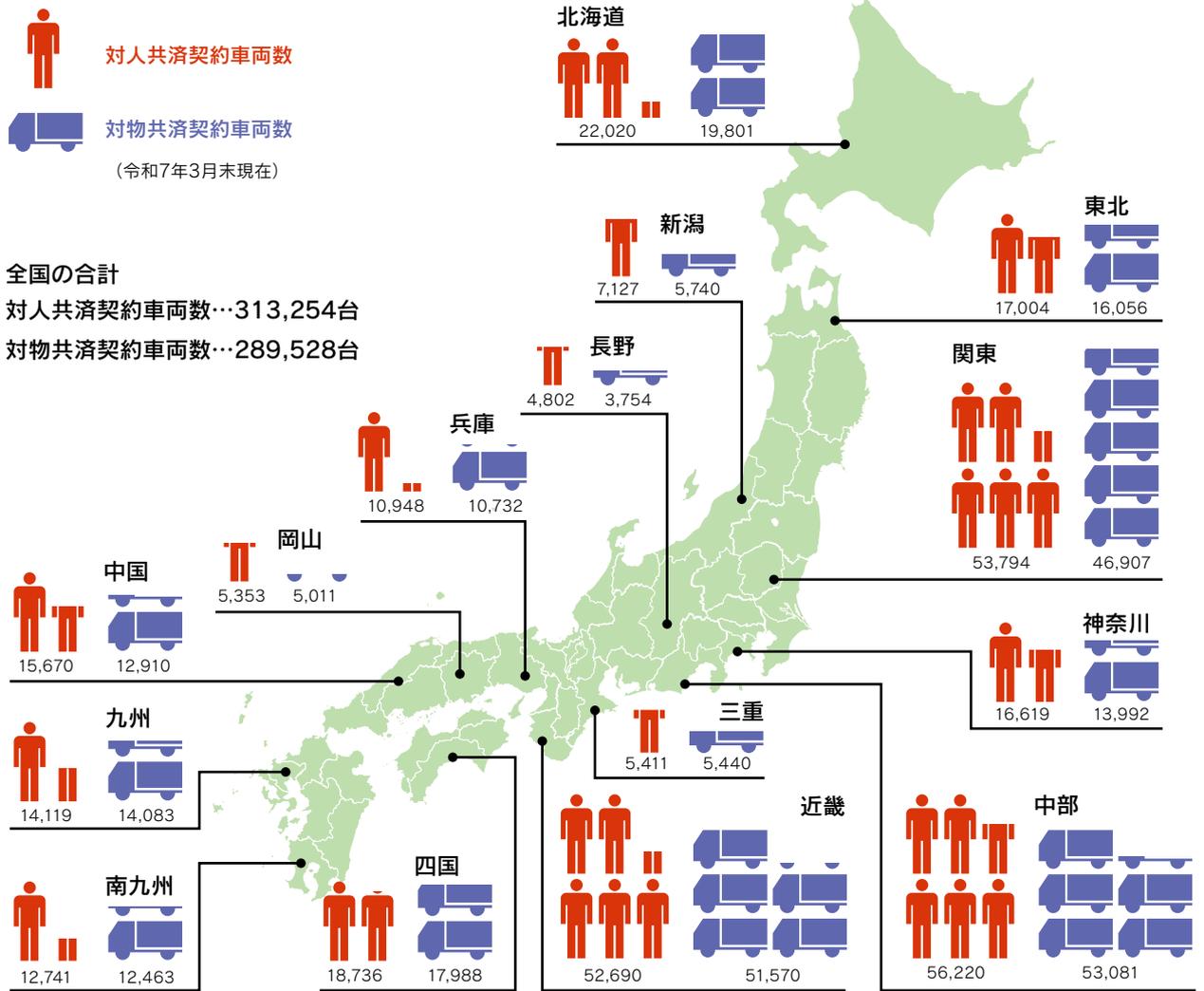
# トラック共済のネットワーク

## 再共済制度で万全の共済金支払を確保します

対人・対物事故による巨額な賠償金の支払を確保できるように、全国15のトラック交通共済協同組合により再共済団体として全国トラック交通共済協同組合連合会（略称 交協連）を設立しています。その対象地域は、沖縄県を除く全国に及び、各単位組合

の総資産合計は 1000 億円を超え中小企業協同組合の共済としては最大の規模となっています。

各トラック共済は、連合会のもとに連携しながら自賠責共済や事故防止などの事業協力体制をとっています。



### 再共済制度とは

踏切での列車との衝突や高速道路での多重衝突事故など巨事故が発生すると、その共済金が巨額になり、組合の経営が不安定になることから、共済組合が引受ける危険を平均化、分散化するために、契約者から引き受

けた危険の内、一定額を超える部分を交協連に負担してもらう制度です（対人共済および対物共済）。さらに高額事故については、交協連を通して再保険会社に再保険をかけることにより支払に万全を期しています。

# 資料編

## Data

### 事業の概況

- 1. 直近の5事業年度における主要な業務状況を示す指標としての事項 … 22
- 2. 主要な業務の状況を示す指標 …………… 23
- 3. 共済金等の支払能力の充実の状況 …………… 25

### 経理および財産運用の状況

- 1. 財務諸表 …………… 26
- 2. 財産運用に関する指標 …………… 29
- 3. その他の指標 …………… 31

### 組合概要

- 1. 組合の沿革 …………… 32
- 2. 主要な業務 …………… 34
- 3. 業務運営の組織 …………… 34
- 4. 役員の状況 …………… 35
- 5. 事務所の状況 …………… 36
- キンコウセーフティ株式会社の概要 …………… 37



# 事業の概況

## 1. 直近の5事業年度における主要な業務状況を示す指標としての事項

主要な業務状況を示す指標の推移

(単位：千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
経 常 収 益 ( 対 前 期 増 減 率 )	18,790,436 (0.3%)	17,674,643 (▲5.9%)	17,234,463 (▲2.5%)	16,309,436 (▲5.4%)	<b>17,508,265</b> <b>(7.4%)</b>	
経 常 利 益 ( 対 前 期 増 減 率 )	1,459,692 (134.7%)	1,093,434 (▲25.1%)	440,635 (▲59.7%)	△ 583,393 (▲232.4%)	△ <b>191,289</b> <b>(67.2%)</b>	
当 期 純 利 益 ( 対 前 期 増 減 率 )	1,146,435 (187.5%)	841,898 (▲26.6%)	178,789 (▲78.8%)	△ 561,361 (▲414.0%)	△ <b>193,457</b> <b>(65.5%)</b>	
出 資 金 の 額 ( 出 資 口 数 )	203,655 (40,731)	201,930 (40,386)	198,395 (39,679)	195,355 (39,071)	<b>194,045</b> <b>(38,809)</b>	
純 資 産 額	10,603,320	10,968,778	10,841,691	10,175,268	<b>9,980,501</b>	
総 資 産 額	22,348,814	22,536,131	21,617,612	21,642,142	<b>21,992,768</b>	
責 任 準 備 金 残 高	4,091,002	4,043,933	3,983,268	4,014,468	<b>4,455,078</b>	
有 価 証 券 残 高	14,564,319	14,659,569	14,067,092	13,900,725	<b>13,942,928</b>	
支 払 余 力 比 率	1503.9%	1694.3%	1857.2%	1833.5%	<b>1772.0%</b>	
剰余金の 配当額	出資配当金	600	594	585	0	<b>0</b>
	利用分量配当金	474,116	301,747	101,437	0	<b>0</b>
職 員 数	107人	120人	127人	130	<b>132</b>	
正 味 共 済 掛 金 ( 対 前 期 増 減 率 )	7,227,897 (▲3.4%)	6,856,735 (▲5.1%)	6,585,770 (▲4.0%)	6,446,998 (▲2.1%)	<b>6,994,916</b> <b>(8.5%)</b>	
員 外 利 用 割 合	0.42%	0.47%	0.51%	0.63%	<b>0.68%</b>	

## 2. 主要な業務の状況を示す指標

出資口数、出資および事業利用組合員数 (単位：口、人)

	令和5年度	令和6年度
出 資 口 数	39,071	<b>38,809</b>
出 資 組 合 員 数	3,273	<b>3,294</b>
事 業 利 用 組 合 員 数	2,553	<b>2,565</b>

共済の種類ごとの契約台数 (単位：台)

	令和5年度	令和6年度
対 人 共 済	50,713	<b>52,690</b>
搭 乗 者 共 済	29,486	<b>30,525</b>
対 物 共 済	49,453	<b>51,570</b>
車 両 共 済	22,629	<b>23,303</b>
労 災 共 済	1,977	<b>1,930</b>
自 賠 責 共 済	8,439	<b>8,994</b>

共済の種類ごとの元受共済掛金 (単位：千円)

	令和5年度			令和6年度		
		構成比(%)	増収率(%)		構成比(%)	増収率(%)
対 人 共 済	1,827,742	28.4	-9.6%	<b>1,911,766</b>	<b>27.3</b>	<b>4.6%</b>
搭 乗 者 共 済	125,584	1.9	11.6%	<b>143,155</b>	<b>2.0</b>	<b>14.0%</b>
対 物 共 済	2,668,046	41.4	-1.4%	<b>2,864,633</b>	<b>41.0</b>	<b>7.4%</b>
車 両 共 済	1,637,386	25.4	5.9%	<b>1,876,903</b>	<b>26.8</b>	<b>14.6%</b>
労 災 共 済	18,448	0.3	-4.9%	<b>17,073</b>	<b>0.2</b>	<b>-7.5%</b>
自 賠 責 共 済	169,792	2.6	-5.1%	<b>181,386</b>	<b>2.6</b>	<b>6.8%</b>

共済の種類ごとの支払共済金 (単位：千円)

	令和5年度	令和6年度
対 人 共 済	918,516	<b>1,185,685</b>
搭 乗 者 共 済	82,974	<b>11,665</b>
対 物 共 済	2,540,014	<b>2,241,413</b>
車 両 共 済	892,017	<b>935,249</b>
労 災 共 済	5,467	<b>2,389</b>
自 賠 責 共 済	187,626	<b>165,823</b>



# 事業の概況

## 共済の種類ごとの事故発生および処理状況

	令和5年度				令和6年度			
	期首未済	期中発生	期中処理	期末未済	期首未済	期中発生	期中処理	期末未済
対人共済(人)	1,274	1,293	1,337	1,230	<b>1,230</b>	<b>1,267</b>	<b>1,180</b>	<b>1,317</b>
搭乗者共済(人)	21	36	35	22	<b>22</b>	<b>20</b>	<b>26</b>	<b>16</b>
対物共済(物件)	2,005	5,629	5,626	2,008	<b>2,008</b>	<b>5,889</b>	<b>5,546</b>	<b>2,351</b>
車両共済(件)	458	1,283	1,219	522	<b>522</b>	<b>1,455</b>	<b>1,346</b>	<b>631</b>
労災共済(人)	10	25	26	11	<b>11</b>	<b>17</b>	<b>17</b>	<b>11</b>

※対人は弁護士費用補助規約を含む

## 再共済又は再保険を引受けた者および支払再共済金の上位を占める5社の割合

令和5年度	全国トラック交通共済協同組合連合会	100%
令和6年度	全国トラック交通共済協同組合連合会	100%
	損害保険ジャパン株式会社	0%

## 未収再共済金

(単位：百万円)

令和5年度	58
令和6年度	51

### 3. 共済金等の支払能力の充実の状況

(単位：千円)

区分	年度	令和5年度	令和6年度
<b>A. 支払余力総額</b>		<b>11,100,269</b>	<b>11,037,125</b>
出資金		195,355	194,045
利益準備金		584,000	584,000
剰余金		9,395,912	9,202,455
異常危険準備金の額		911,844	1,039,579
出資配当金		0	0
利用分量配当金		0	0
土地の含み益		13,158	17,046
<b>B. リスクの合計額 <math>\sqrt{R1^2+(R3+R4)^2+R2+R5}</math></b>		<b>1,210,845</b>	<b>1,245,708</b>
(R1)一般共済リスク		1,020,088	1,045,553
(R2)巨大災害リスク		91,932	99,809
(R3)予定利率リスク		0	0
(R4)財産運用リスク		340,271	345,541
(1)価格変動リスク		289,819	287,336
(2)信用リスク		31,633	40,108
(3)子会社等リスク		0	0
(4)再保険リスク		18,241	17,589
(5)再保険回収リスク		579	508
(R5)経営管理リスク		43,569	44,727
<b>C. 支払余力比率 <math>\{A/(B \times 1/2)\} \times 100</math></b>		<b>1833.5%</b>	<b>1772.0%</b>

#### 支払余力比率

当組合では、共済事故発生の際の共済金支払に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生など通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

こうした通常の予測を超えて発生する諸リスク（上表のB）に対応するため、どのくらいの支払能力（上表のA）を備えているかを判断するための経営指標として、中小企業等協同組合法の規定に基づき計算されたのが「支払余力比率」（上表のC）です。

なお、支払余力比率は、行政庁が経営の健全性を判断する際に活用する客観的な指標のひとつで、この比率が200%を下回ると行政庁より早期是正措置がとられることとなります。

（注）当組合の支払余力比率は、損害保険会社のソルベンシーマージン比率と算出基準が異なるため、単純に比較はできません。



# 経理および財産運用の状況

## 1. 財務諸表

貸借対照表

(単位：円)

資 産 の 部			負 債 及 び 純 資 産 の 部		
科 目	令和5年度 (令和6年3月31日現在)	令和6年度 (令和7年3月31日現在)	科 目	令和5年度 (令和6年3月31日現在)	令和6年度 (令和7年3月31日現在)
	金 額	金 額		金 額	金 額
<b>I 現金預金</b>	<b>1,706,317,208</b>	<b>1,867,435,914</b>	<b>I 共済契約準備金</b>	<b>10,821,093,925</b>	<b>11,389,633,083</b>
<b>II 有価証券</b>	<b>13,900,725,150</b>	<b>13,942,928,450</b>	支払備金	6,806,626,373	6,934,555,338
国債	6,222,918,500	6,222,918,500	責任準備金	4,014,467,552	4,455,077,745
地方債	4,329,298,650	3,874,924,950	<b>II 共済事業負債</b>	<b>181,449,368</b>	<b>196,525,246</b>
政保債	1,699,254,000	1,699,254,000	未払返戻金	497,540	654,570
その他有価証券	1,649,254,000	2,145,831,000	未払再共済掛金	73,821,940	81,546,000
<b>III 共済事業資産</b>	<b>5,453,174,704</b>	<b>5,557,248,605</b>	未払業務委託費	1,629,482	1,617,750
未収共済掛金	2,296,899,520	2,520,532,840	未払配分付加掛金	3,308	1,009
未収再共済金	57,869,085	50,808,582	前受共済掛金	53,885,080	56,943,780
未収配分付加掛金	638,486	753,389	共済仮受金	51,612,018	55,762,137
前払共済金	782,075,527	743,949,385	<b>III その他負債</b>	<b>126,174,373</b>	<b>94,423,620</b>
自賠立替金	339,605,405	337,282,165	未払金	84,254,794	65,760,957
共済仮払金	367,819,881	381,175,444	預り金	20,036,817	13,004,687
支払備金見返	1,608,266,800	1,522,746,800	仮受金	19,593,062	13,230,076
<b>IV その他資産</b>	<b>192,316,602</b>	<b>161,463,203</b>	未払法人税等	2,167,200	2,167,300
関係先出資金	123,607,000	123,607,000	未払消費税	122,500	260,600
差入保証金	9,340,480	8,100,480	<b>IV 引当金</b>	<b>338,156,461</b>	<b>331,685,141</b>
子会社出資金	10,000,000	10,000,000	賞与引当金	59,000,000	57,570,000
未収金	41,131,597	10,694,985	退職給与引当金	279,156,461	274,115,141
前払金	2,141,280	3,026,922			
貸付金	1,090,000	810,000	負債合計	<b>11,466,874,127</b>	<b>12,012,267,090</b>
仮払金	0	1,000,000	<b>1. 出資金</b>	<b>195,355,000</b>	<b>194,045,000</b>
前払費用	2,875,927	2,937,029	<b>2. 資本剰余金</b>	<b>4,070,000</b>	<b>4,070,000</b>
長期前払費用	1,442,493	625,331	資本準備金	4,070,000	4,070,000
貯蔵品	687,825	661,456	<b>3. 利益剰余金</b>	<b>9,975,842,559</b>	<b>9,782,385,892</b>
<b>V 固定資産</b>	<b>389,608,022</b>	<b>463,691,810</b>	利益準備金	584,000,000	584,000,000
備品・その他	12,555,232	13,688,895	その他利益剰余金	9,391,842,559	9,198,385,892
土地	80,570,100	80,570,100	教育情報費用繰越金	60,000,000	0
電話加入権	4,345,077	4,345,077	組合積立金	9,889,929,934	9,391,842,559
ソフトウェア	141,214,556	252,440,587	当期末処分剰余金	△558,087,375	△193,456,667
ソフトウェア仮勘定	150,923,057	112,647,151	(内、当期剰余金)	△561,361,440	△193,456,667
			純資産合計	<b>10,175,267,559</b>	<b>9,980,500,892</b>
資産合計	<b>21,642,141,686</b>	<b>21,992,767,982</b>	負債および純資産合計	<b>21,642,141,686</b>	<b>21,992,767,982</b>

損益計算書

(単位：円)

科 目	年 度	令和5年度 自：令和5年4月1日 至：令和6年3月31日		令和6年度 自：令和6年4月1日 至：令和7年3月31日	
		費 用	収 益	費 用	収 益
経 常 損 益	経常収益				
	正味共済掛金		6,446,998,400		6,994,916,020
	受入配分付加掛金		51,480,974		54,716,433
	支払備金戻入		6,128,176,491		6,806,626,373
	責任準備金戻入		3,279,320,795		3,198,394,274
	受入再共済金		312,512,764		363,243,773
	受取手数料		1,121,839		1,177,289
	資金運用益		66,495,704		65,820,488
	事故防止補助金		15,872,000		17,676,000
	その他経常収益		7,457,342		5,694,153
	経常費用				
	支払共済金	4,626,793,341		4,542,223,448	
	支払備金繰入	6,806,626,373		6,934,555,338	
	支払備金見返益	△ 1,608,266,800		△ 1,522,746,800	
	支払備金見返戻入	1,289,500,500		1,608,266,800	
	責任準備金繰入	3,310,520,730		3,639,004,467	
再共済掛金	572,984,380		620,565,680		
解約等戻戻金	83,395,390		76,855,460		
事業費	1,294,586,740		1,294,876,828		
一般管理費	515,420,374		505,952,925		
その他経常費用	1,268,625		24		
計	16,892,829,653	16,309,436,309	17,699,554,170	17,508,264,803	
経常利益		△ 583,393,344		△ 191,289,367	
特 別 損 益	特別利益				
	特別損失				
	固定資産除却損	25,042			
	特別利益				
特別損失	25,042				
税引前当期純利益金額		△ 583,418,386		△ 191,289,367	
法人税等充当額		△ 22,056,946		2,167,300	
当期純利益金額		△ 561,361,440		△ 193,456,667	



## 経理および財産運用の状況

## 剰余金処分

	令和5年度 自：令和5年4月1日 至：令和6年3月31日	令和6年度 自：令和6年4月1日 至：令和7年3月31日
<b>I. 当期末処分剰余金</b>		
当期純利益金額		
当期純損失金額	△ 561,361,440 円	△ 193,456,667 円
前期繰越剰余金	3,274,065 円	0 円
合 計	△ 558,087,375 円	△ 193,456,667 円
<b>II. 組合積立金取崩額</b>		
教育情報費用繰越金取崩	60,000,000 円	0 円
組合積立金取崩	498,087,375 円	193,456,667 円
合 計	558,087,375 円	193,456,667 円
<b>(I + II) 合計</b>	<b>0 円</b>	<b>0 円</b>
<b>III. 剰余金処分量</b>		
利益準備金		
教育情報費用繰越金		
組合積立金 (特別積立金)		
出資配当金 (年0.3%)		
利用分量配当金		
合 計		
<b>IV. 次期繰越剰余金</b>	<b>0 円</b>	<b>0 円</b>

## 2. 財産運用に関する指標

### 運用資産の構成・平均残高・運用利回り

(単位：千円)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	平均残高	運用利回り	平均残高	運用利回り
現 金 預 金	1,805,133	0.00%	1,925,140	0.00%
有 価 証 券	14,138,909	0.47%	13,798,340	0.47%
合 計	15,944,042	0.41%	15,723,480	0.41%

### 運用資産の増減

(単位：千円)

区 分	令和5年度	令和6年度
現 金 預 金	△ 499,458	161,119
有 価 証 券	△ 166,367	42,203
合 計	△ 665,825	203,322

### 利息及び配当金収入明細

(単位：千円)

区 分	令和5年度	令和6年度
現 金 預 金	0	0
有 価 証 券	66,496	65,820
(内償還損益等)	(△2,814)	(△3,114)
合 計	66,496	65,820

### 有価証券明細

(単位：千円)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国 債	6,222,919	44.8%	6,222,919	44.6%
地 方 債	4,329,299	31.1%	3,874,925	27.8%
政 府 保 証 債	1,699,254	12.2%	1,699,254	12.2%
利 付 商 工 債	0	0.0%	0	0.0%
社 債	1,649,254	11.9%	2,145,831	15.4%
合 計	13,900,725	100.0%	13,942,928	100.0%



## 経理および財産運用の状況

## 有価証券残存期間別残高

(単位：千円)

区 分	令和5年度					
	1年以下	1年～3年	3年～5年	5年～7年	7年～10年	10年超
国 債	0	0	0	0	0	6,222,919
地 方 債	454,374	508,747	508,747	508,747	763,121	1,585,562
政 府 保 証 債	0	0	0	0	0	1,699,254
利 付 商 工 債	0	0	0	0	0	0
社 債	0	0	296,518	580,671	772,065	0
合 計	454,374	508,747	805,265	1,089,418	1,535,186	9,507,735

(単位：千円)

区 分	令和6年度					
	1年以下	1年～3年	3年～5年	5年～7年	7年～10年	10年超
国 債	0	0	0	0	0	6,222,919
地 方 債	254,374	508,747	508,747	508,747	763,121	1,331,188
政 府 保 証 債	0	0	0	0	0	1,699,254
利 付 商 工 債	0	0	0	0	0	0
社 債	0	596,265	393,471	956,095	200,000	0
合 計	254,374	1,105,012	902,218	1,464,842	963,121	9,253,361

### 3. その他の指標

#### 固定資産の残高

令和5年度

(単位：千円)

種 類	取得原価				減価償却		期末簿価 (A - B)
	前期末残高	当期増加額	当期減少額	A.当期末残高	当期償却額	B.累計額	
有形固定資産	113,877	7,850	1,829	119,898	5,870	26,773	93,125
無形固定資産	305,252	203,672	146,379	362,545	28,223	66,062	296,483
合 計	419,129	211,522	148,208	482,443	34,094	92,835	389,608

令和6年度

(単位：千円)

種 類	取得原価				減価償却		期末簿価 (A - B)
	前期末残高	当期増加額	当期減少額	A.当期末残高	当期償却額	B.累計額	
有形固定資産	119,898	5,278	2,842	122,334	4,144	28,075	94,259
無形固定資産	362,545	277,142	184,531	455,157	46,942	85,724	369,433
合 計	482,443	282,420	187,373	577,491	51,087	113,799	463,692

#### 責任準備金の積立方式および積立率

	令和5年度	令和6年度
積立方式	未経過方式	未経過方式
積立率 (異常危険準備金を除く)	100%	100%

#### 出資金および積立金の明細

(単位：千円)

年度	種 類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	
令和5年度	出 資 金	198,395	1,150	4,190	195,355	
	資 本 準 備 金	4,070			4,070	
	利益剰余金	利 益 準 備 金	584,000			584,000
		教育情報費用繰越金	60,000			60,000
		組 合 積 立 金	9,809,930	80,000		9,889,930
	当 期 未 処 分 剰 余 金	185,296		743,383	△ 558,087	
令和6年度	出 資 金	195,355	1,555	2,865	194,045	
	資 本 準 備 金	4,070			4,070	
	利益剰余金	利 益 準 備 金	584,000			584,000
		教育情報費用繰越金	60,000		60,000	0
		組 合 積 立 金	9,889,930		498,087	9,391,843
	当 期 未 処 分 剰 余 金	△ 558,087		364,630	△ 193,457	

#### 事業費明細

(単位：千円)

	令和5年度	令和6年度
事 業 費	1,294,587	1,294,877
一般管理費	515,420	505,953



# 組合概要

## 1. 組合の沿革

昭和30年代後半以降の高度経済成長期におけるモータリゼーションの急速な進展とともに、交通事故も年々多発する中で、とりわけ事業用貨物自動車は高い事故発生率を記録していました。こうした情勢のもと、慢性的な赤字状態がつづく損保業界では、トラック事業者に対して契約拒否の姿勢をとるとともに、料率面でも昭和44年11月に自賠責保険料を平均96.5%引上げ、翌年6月には任意の対人賠償保険料を平均89.0%引上げるといった厳しい事態に至ったことから、トラック業界では、企業防衛のために交通共済事業の制度化を余儀なくされることとなりました。

昭和45年3月から大阪において万国博覧会が開催されるにあたり、来阪する外国人の人身事故が生じた場合の高額補償を危惧した大阪府トラック協会は「万国博外国人交通事故賠償共済会」を発足、さらに同年8月「大阪府交通共済協同組合」が創立、事業を開始するところとなりました。

当組合の着実な事業推進を契機としてトラック共済制度は全国に広がり、昭和47年8月各地のトラック共済（7単協）による連合会である全国トラック交通共済協同組合連合会を大阪の地に設立しました。

その後当組合は、トラック共済のパイオニアとして、損保業界の動きに対応して商品やサービスの充実を

図り、組合員のニーズに対応した共済事業を展開いたしました。平成13年には、自賠責共済事業に参入するとともに子会社キンコウセーフティ(株)を設立、損害保険および生命保険代理店事業を開始し、総合的に組合員の事業リスクをカバーする制度を整えました。

金融制度改革の流れのもとで料率算定会制度廃止（平成10年）などを始めとする保険自由化以降、護送船団方式と言われた損保各社横並びの体制が崩れ、損保業界においては業界再編を伴いながら激しい商品開発、価格競争が繰り広げられてきました。さらに、人口の減少、少子高齢化や自動車販売不振など国内損保市場の縮小による収益悪化がすすみ、貨物運送業界への契約攻勢のもとで当組合においても損保会社との競争が激化してきました。また、保険業法の改正（平成18年）、中小企業等協同組合法の改正（平成19年）、そして保険法の制定（平成22年）にともない、損保会社と同等の監督・規制に対応した事業運営が求められることとなりました。

当組合は令和2年、創立50周年を迎えました。今後とも、創立以来の「組合員第一」の姿勢を堅持しつつ、時代の変化に対して的確な対応を図り、強固な経営・財政基盤を構築し、より最適な共済商品やサービスを組合員の皆さまに提供してまいります。

	近畿共済の出来事	自動車保険の出来事	経済・社会の出来事
昭和44	12月 大阪府トラック協会に 交通災害共済制度研究委員会設置	44年 11月 自賠責保険料を96.5%引上げ	
45 (1970)	3月 大阪府トラック協会に 交通災害共済制度準備委員会設置	45年 6月 任意対人賠償保険料を89.0%引上げ	45年 3月 大阪で万国博覧会を開催
	8月 大阪府交通共済協同組合創立総会 大阪陸運局認可 設立登記		
	9月 共済事業開始（対人共済掛金は損保の60%）		46年 8月 アメリカ、金ドル交換一時停止を発表
47	7月 全国トラック交通共済協同組合連合会設立（東京、 神奈川、愛知、大阪、兵庫、福岡、熊本の7単協）	48年 8月 自賠責・任意一括払制度を導入	
	10月 自賠責保険代理店事業開始		48年 10月 第一次石油危機
48	2月 国税庁長官通達で、責任準備金、支払備金の損金算 入が認められる	49年 3月 家庭用自動車保険(FAP)を発売 (対人1事故無制限、 対人示談代行サービス)	
	3月 交協連 統一経理基準を実施		
	4月 交協連 再共済事業を開始		
	11月 交協連 統一損害額査定基準を実施		
49	1月 名称を「近畿交通共済協同組合」 (略称を近畿共済) に変更		
	8月 労災共済の事業開始		
50	4月 示談代行サービスを開始 対人割引・割増制度を新設 自賠責保険金立替払を実施		
	9月 対物・車両共済事業開始（共済掛金は損保の80%）		

DATA

	近畿共済の出来事	自動車保険の出来事	経済・社会の出来事
昭和51年	1月 対人共済金額「1事故あたり」を「1人あたり」に、1事故について5億円まで補償を拡大	51年 1月 自家用自動車保険(PAP)を発売	
55 (1980)	4月 搭乗者危険担保特約を新設(共済掛金は損保の80%) 創立10周年記念式典		54年 1月 第二次石油危機
56	4月 対人共済金額を1億円に拡大 10月 全自動車共済種目の掛金を損保の60%に統一	57年 10月 自家用自動車総合保険(SAP)を発売	56年 3月 第二次臨調発足
58	8月 創立以来初めての赤字決算を受け、 選定事業所対策等の収支改善策を決議 (第43回臨時総代会)	58年 7月 対人1名保険金額を無制限に 59年 12月 自賠責保険審議会、医療費支払や 後遺障害認定の適正化等 制度改善を答申	60年 5月 国鉄、電電公社等民営化決定 60年 9月 プラザ合意
平成2 (1990)	3月 創立20周年記念式典 4月 対人共済金額無制限を新設 (12月) 物流二法施行 12月 組合本部事務所を京橋の大ト協研修センターへ移転		1年 4月 消費税実施 1年 12月 東証株価3万8915円の史上最高値 1年 12月 冷戦終結宣言
6	(5月) 道路交通法改正(過積載の規制強化)		3年 1月 湾岸戦争
7	1月 阪神大震災発生 被災組合員にお見舞い		6年 9月 関西国際空港開港
8	(4月) 新保険業法施行 (12月) 日米保険協議合意	8年 12月 全労済グループ等が自賠責共済に参入 アメリカンホーム社初の通販開始	7年 1月 阪神大震災 7年 9月 公定歩合0.5%に
10	12月 トラック交通共済に対する通達改正	9年 9月 運輸省、自済会に自賠責保険損害 調査方法等の改善を通達	9年 11月 北海道拓殖銀行、山一証券が破たん
11	2月 対物共済金額上限5,000万円に拡大	10年 5月 最後の算定会料率 10年 10月 人身傷害補償保険(TAP)を 東京海上が発売	10年 4月 改正外為法施行、日本版ビッグバン始動
12 (2000)	3月 創立30周年記念式典	12年 8月 安田火災と第一生命が初の生損保提携	
13	10月 自賠責共済事業開始 子会社キンコウセーフティ(株)を設立	13年 4月~ 損保会社の合併続く 14年 7月	13年 9月 米同時多発テロ
16	1月 対物共済金額無制限を新設	14年 11月 大成火災破たん	14年 9月 日朝首脳会談
18	(4月) 保険業法改正	18年 4月 無認可共済に保険業法適用	15年 3月 米英イラク戦争
19	4月 改正中小企業等協同組合法施行 6月 共済規程を制定		
20	(6月) 保険法成立	21年 6月 金融ADRの創設	20年 9月 リーマンショック、世界経済危機
22 (2010)	4月 保険法施行 8月 創立40周年	22年 4月 損保会社大手3グループに集約	21年 8月 総選挙で民主党大勝、政権交代
27	4月 自動車共済掛金、割引・割増制度改定		23年 3月 東日本大震災、東電福島第一原発事故
28	12月 夜間・休日事故受付サービス		26年 4月 消費税8%に増税
29	4月 搬送引取費用特約 (5月) 民法(債権法)改正成立		
令和2 (2020)	3月 創立50周年記念式典 10月 事業協同組合の事務・権限が国から大阪府へ		30年 4月 南北首脳会談 6月 米朝首脳会談 9月 台風21号関西通過 令和1年 5月 令和に改元 10月 消費税10%に増税 1月 新型コロナウイルス感染拡大でパンデミック
		5年 7月 ビッグモーター社による自動車保険金の 不正請求問題が顕在化 12月 損保大手4社のカルテル問題 金融庁から業務改善命令	令和1年 2年 1月 新型コロナウイルス感染拡大でパンデミック
			3年 7月 東京オリンピック 4年 2月 ロシアがウクライナ侵攻
			7年 4月 大阪・関西万博



# 組合概要

## 2. 主要な業務

### (1) 自動車共済事業

- ①対人共済 ②自損補償共済 ③無保険車傷害共済
- ④対物共済 ⑤車両共済 ⑥搭乗者共済

### (2) 自動車損害賠償責任共済事業

### (3) 労働災害共済事業

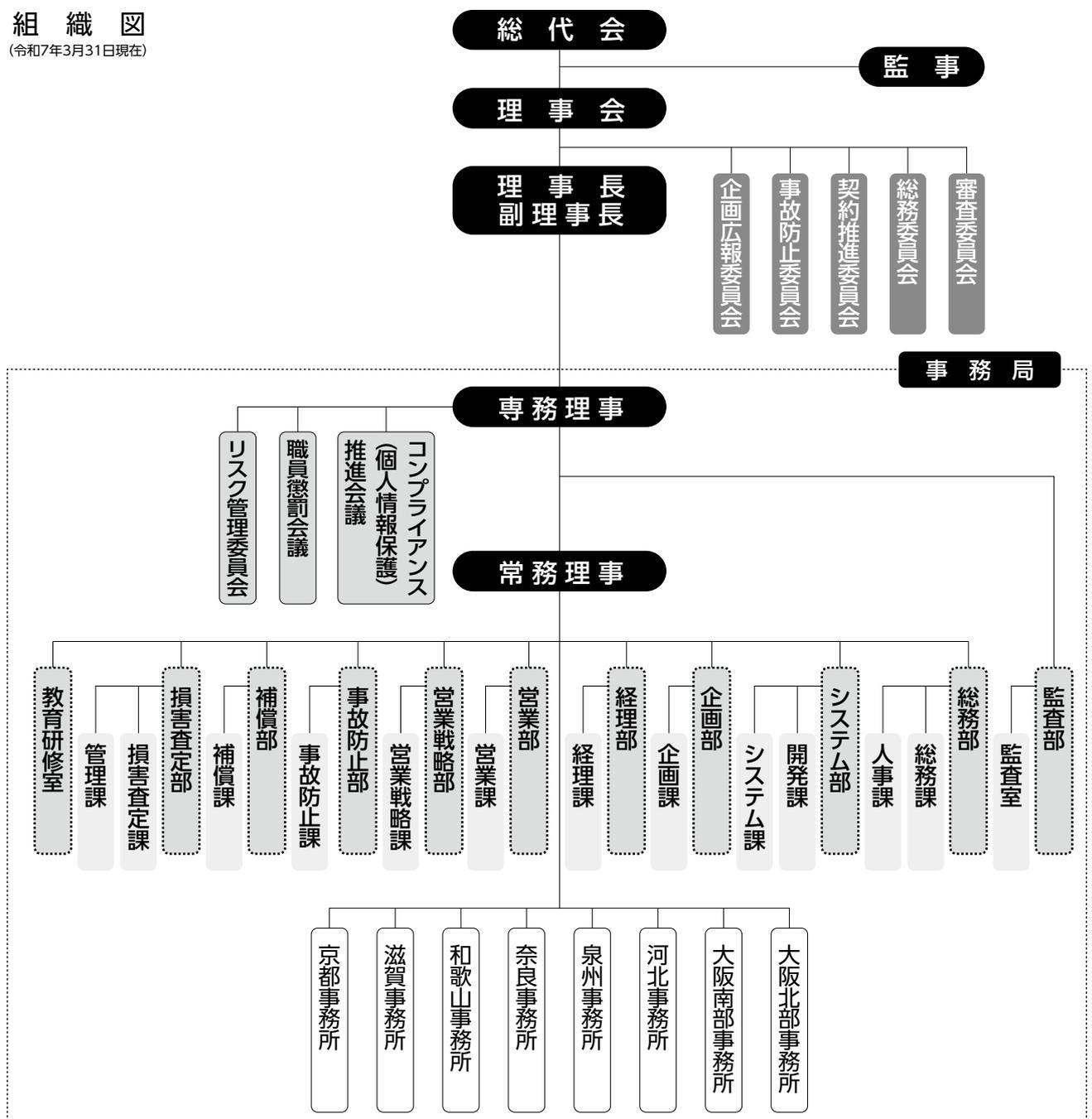
### (4) 事故防止に関する事業

### (5) 労働保険事務組合

大阪府下の組合員の委託を受けて、組合員が行う労働保険事務手続きを代行します。

## 3. 業務運営の組織

組織図  
(令和7年3月31日現在)



DATA

## 4. 役員 の 状 況

### 執行部役員 の 氏 名 及 び 役 職 名 (令和7年6月16日現在)

地 位	氏 名
理 事 長	岡 田 博
副 理 事 長	池 辺 祐 一
副 理 事 長	吉 田 正 則
副 理 事 長	中 秀 夫
副 理 事 長	杉 正
副 理 事 長	宇 野 賢 志
副 理 事 長	石 原 修
副 理 事 長	野 田 義 雄
副 理 事 長	福 塚 正 昭
副 理 事 長	小 山 均
副 理 事 長	和 田 耕 司
副 理 事 長	松 田 直 樹

### 理 事

(令和7年6月16日現在)

地 域	氏 名	会 社 名
河 北 (13名)	浅 田 勝	浅田運送(株)
	石 原 修	(株)つばめ急便
	稲 野 慶 彦	稲野運輸(株)
	伊野部 重 宏	(株)宮田運輸
	岩 田 充 弘	ダルマ運輸(株)
	小 澤 茂	菅原運輸倉庫(株)
	亀 井 康 宏	大阪第一作業(株)
	栗 尾 尚 孝	大和運送(株)
	坂 本 茂 治	茨木小型運送(株)
	濱 田 学	(株)キノシタ
	本 田 学	(株)シンワ・アクティブ
	吉 田 正 則	吉田運送(株)
	脇 阪 繁 生	脇阪運輸(株)
中 央 (3名)	池 田 喜 八 郎	光物流(株)
	高 原 治 二	(株)宇田急配社
	脇 田 耕 作	富士興業(有)
西 (3名)	大 畑 可 奈 子	(株)阿波彌運送部
	武 本 琢 也	京町堀運輸倉庫(株)
	渡 部 仁 一	渡部産業(株)
浪 速 南 (3名)	坂 本 龍 次	やまと運輸(株)
	菅 原 茂 雄	菅原運送(株)
	武 田 清	大協高速運輸(株)
大 正 (3名)	川 上 満	(株)川上産業社
	松 尾 美 香	(株)リサイクル松栄
	麦 踏 勝 吉	(株)丸麦運輸
第 六 (3名)	西 村 亮	永和重機運輸(株)
	野 田 義 雄	野田運送(株)
	三 宅 徳 也	新建運輸(株)

北 大 阪 (4名)	坂 田 喜 信	岸本運送(株)	
	谷 康 司	日隆運輸(株)	
	中 村 修 二	カネテ組運送(株)	
	松 元 勇 吾	(株)東陽運輸	
東 北 (7名)	井 上 算	井上運輸倉庫(株)	
	児 嶋 純	丸善大阪運輸(株)	
	坂 本 克 己	大阪運輸倉庫(株)	
	田 中 均	田中運送(株)	
	中 谷 展 朗	中谷運送(株)	
	中 原 毅	(株)中原運輸	
	村 上 正 光	大阪城東運送(株)	
南 大 阪 (6名)	井 上 忠	(株)井上運送店	
	大 谷 宗 樹	(株)明新運輸	
	杉 正	ソマ運送(株)	
	田 中 宏 紀	日誠商運(株)	
	札 場 喬	(株)丸幸陸運	
	宮 原 哲 也	紀ノ川運送(株)	
東 大 阪 (9名)	重 博 文	富士通運輸興業(株)	
	下 田 登 紀 彦	関西物流(株)	
	中 馬 猛	中馬運輸(株)	
	鉄 本 善 久	丸鉄運送(株)	
	富 澤 美 代 子	(有)大梶企画	
	中 村 喜 英	中村運輸倉庫(株)	
	西 川 顕 司	(株)西川組	
	福 塚 正 昭	福塚運送(株)	
	前 村 高 志	山口運送(株)	
	池 辺 祐 一	池辺運送(株)	
	泉 谷 素 啓	大泉運輸(株)	
	上 田 謙 造	上田運輸(株)	
泉 州 (11名)	内 畑 谷 剛	関空運輸(株)	
	川 端 英 治	南海通運(株)	
	小 山 均	小山運送(株)	
	坂 上 楠 幸	(株)大久運送	
	竹 田 敏 之	竹田運送(株)	
	玉 置 三 平	(株)清丸運輸	
	西 尾 實	西尾運送(株)	
	松 堂 忠 見	松堂運輸(株)	
	港 (2名)	芦 野 雄 司	(株)メロス
		藤 井 武 治	此花興産(株)
	奈 良 (7名)	塚 本 哲 夫	塚本運送(株)
中 秀 夫		郡山運送(株)	
西 川 直 利		(株)運	
廣 瀬 久 雄		藤俊運輸(株)	
松 谷 周 一		松陸運輸(株)	
森 本 禎 男		森本運輸(株)	
山 口 滋		(有)平和運輸	



# 組合概要

和歌山 (5名)	阪本 享三	(株)酒本運送
	鳥羽 弘基	(株)鳥羽運送
	三輪 善則	紀脇運送(有)
	和田 耕司	(株)和田物流
	渡邊 孝富	(株)渡辺産業運輸
滋賀 (9名)	岡田 博	京阪運輸(株)
	甲斐切 稔	甲西陸運(株)
	苅谷 雅和	(株)キャリオン
	坂口 和男	(株)坂口運送
	外村 善一	(株)外村物流運輸
	西村 隆	彦根ロジスティクス(株)
	松田 直樹	(株)松田商事
	松村 浩志	グリーンエクスプレス(株)
京都 (14名)	萬木 秀哉	高島運輸(株)
	荒木 律也	荒木運送(株)
	宇野 賢志	(有)宇野エクスプレス
	大島 隆彦	(有)港梱包
	木原 泰博	丸工自動車運送(株)
	田中 実	田中運輸(株)
	内藤 晴之	内藤運輸(株)
	中嶋 守	(株)流通システムナカジマ
	鍋師 重則	(株)京綾貨物輸送
	西畑 義昭	(株)アースカーゴ
	平島 竜二	(株)岸貝物流
	藤田 周士	(株)カシックス
	時田 良夫	(株)京三運輸
宮本 昌季	(株)エムズトランスポート	
安田 敏英	河嶋運送(株)	
員外 (4名)	鈴木 秀雄	近畿交通共済協同組合
	福山 宏志	近畿交通共済協同組合
	眞田 健志	近畿交通共済協同組合
	槌谷 耕作	近畿交通共済協同組合

## 監事

地域	氏名	会社名
河北	岩井 俊郎	(株)ヤマツーナッジ
東北	増田 信之	新栄運輸(株)
東大阪	市川 保一	市川運送(株)
泉州	森 末充	丸高運送(株)
滋賀	渡辺 一郎	八日市物流倉庫(株)
京都	今井 茂雄	丸井今井配送(株)
員外	榎本 尚彦	公認会計士

## 5. 事務所の状況

事務所の名称	所在地	電話番号
本部	大阪市城東区嶋野西2-11-2 (大阪府トラック総合会館4階)	06-6965-2828
大阪北部事務所		06-6965-2831
大阪南部事務所	大阪市城東区嶋野西2-11-2 (大阪府トラック総合会館1階)	06-6965-2833
河北事務所	吹田市岸部南2-38-3 (北部地区輸送サービスセンター2階)	06-6381-6544
泉州事務所	堺市堺区戎島町4-45-1 ポルトラスセンタービル3階	072-231-9781
奈良事務所	奈良市本子守町1-1 奈良上三条ビル4階	0742-90-0510
和歌山事務所	和歌山市黒田1-1-19 阪和第一ビル4階	073-403-6486
滋賀事務所	栗東市手原 3-1-25 栗東市商工会館2階	077-502-0210
京都事務所	京都市伏見区竹田向代町51-5 (京都自動車会館3階)	075-671-1894

## キンコウセーフティ株式会社の概要

名 称 キンコウセーフティ株式会社  
代表取締役社長 岡田 博  
所 在 地 大阪市城東区鳴野西2丁目11-2  
(大阪府トラック総合会館内)  
資 本 金 1,000万円 (近畿交通共済協同組合100%出資)  
設 立 年 月 日 平成13年10月2日  
代 理 店 登 録 平成13年11月8日  
契 約 損 保 会 社 東京海上日動火災保険(株)、三井住友海上火災保険(株)、  
AIG損害保険(株)  
電 話 06-6965-2561  
F A X 06-6965-2830

[主な取扱い商品]

**運送業者賠償責任保険**  
**自動車保険**  
**火災保険**  
**傷害保険**



## 近畿交通共済協同組合

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2  
TEL.06-6965-2828(代) FAX.06-6965-2838  
<https://www.kinkyo.or.jp> E-mail : [kinkyo@kinkyo.or.jp](mailto:kinkyo@kinkyo.or.jp)

2025年8月25日発行(500)

